

経営事項審査（令和8年度審査）

申請の手引

令和8年7月

秋田県建設部建設政策課

目 次

はじめに	建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは	1
第1章	経営事項審査	
第1	経営事項審査制度	2
第2	審査項目と審査基準等	3
第3	審査申請手続	5
第4	その他	15
第2章	経営規模等評価申請書等の記載要領	
	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書	
	【20001帳票】	19
	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	【20002帳票】 26
	その他の審査項目	【20004帳票】 32
	技術職員名簿	【20005帳票】 52
	添付書類 工事経歴書の作成について	56
	添付書類 直前3年の各事業年度における工事施工金額の作成について	63
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表	66
別表1	経営規模の評点	67
別表2	自己資本額・利益額の評点	68
別表3	技術力の評点	70
別表4	その他の審査項目の評点	72
別表5	業種別技術職員コード表	79
別表6	認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業の一覧表	82
別表7	市町村コード表	83
別表8	建設工事の内容と例示	84

はじめに

建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは

※それぞれの趣旨、制度の違いをよく御理解ください。

	建設業許可	経営事項審査	建設工事入札参加資格審査 (格付審査)
根拠法令	建設業法第3条	建設業法第27条の23	地方自治法施行令 第167条の5及び 第167条の11 (公共工事の各発注機関 の定め)
対 象	業として建設工事の請負 をする者 (公共、民間、下請等)	許可業者で公共工事を直 接請け負おうとする者	公共工事の各発注機関の 入札に参加しようとする 者
趣 旨	29業種の区分に従い、一 定規模以上の建設工事を 請け負って営業すること が許可される	申請者の客観的能力判定 のため、経営状況、経営規 模等を全国統一の基準で 審査する 請求があった場合のみ総 合評定値を通知する	業者施工能力に応じた発 注をするため、格付対象工 種ごとに等級区分する
実施機関	知事又は国土交通大臣 (許可行政庁)	知事又は国土交通大臣 (許可行政庁) 経営状況の分析は、登録経 営状況分析機関が実施	公共工事の各発注機関 (国、地方公共団体、 公社等)
対象工種	29業種	同左	当該発注機関の定めると ころによる
備 考		第1章・第2章を参照のこ と	
有効期間	許可のあった日から5年	直前の決算日(=審査基準 日)から1年7か月	2年間 ただし、中間年審査につい ては1年間

第1章 経営事項審査

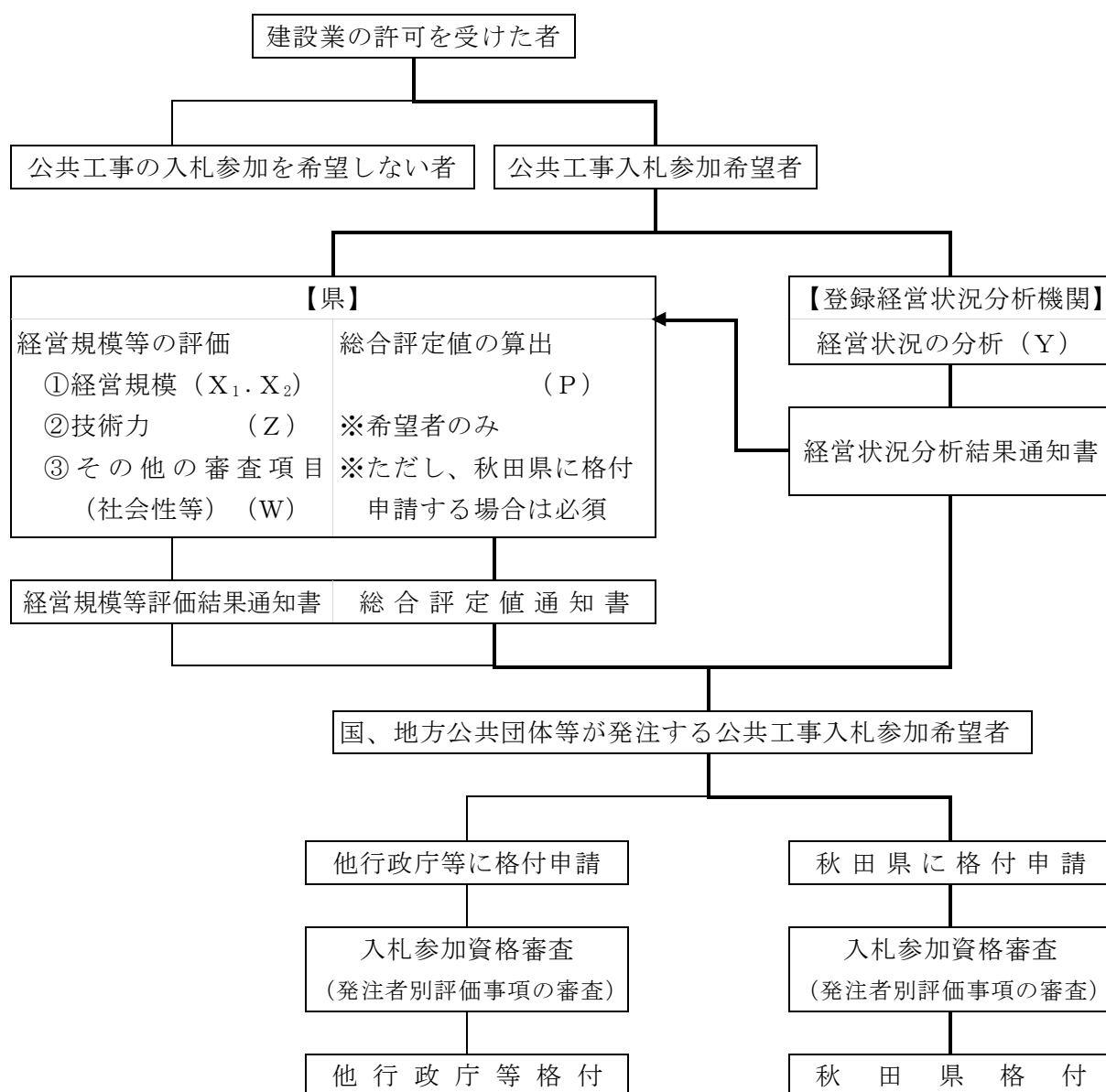
第1 経営事項審査制度

公共工事発注機関が定期的に行う工事入札参加資格者の格付審査は、客観的事項の審査結果と発注機関ごとに評価する事項（以下「発注者別評価事項」という。）の審査結果を総合して行われます。

この客観的事項のうち、経営規模等に係る審査は、審査基準が同一である限り、どの公共工事発注機関が行っても同一の結果となりますので、建設業法に基づき、許可行政庁（知事又は国土交通大臣）が統一的行うこととされているほか、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行うこととされています。

この客観的事項の審査が、建設業法第27条の23に定める「経営事項審査」です。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



なお、虚偽の申請等を行った場合は、罰則の対象となります（建設業法第50条）。

第2 審査項目と審査基準等

1 審査基準日

審査基準日は、申請をする日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

2 審査項目

(1) 経営規模等の評価

区 分	審 査 項 目	算定根拠
1 経営規模 ($X_1 \cdot X_2$)	①工事種類別年間平均完成工事高 ②自己資本額 ③利益額（利払前税引前償却前利益） = 営業利益 + 減価償却実施額	①別表 1 ②別表 2 ③別表 2
2 技術力 (Z)	①建設業の種類別の技術職員数 ②工事種類別年間平均元請完成工事高	別表 3
3 その他の審査 項目（社会性等） (W)	①建設工事の担い手育成及び確保に関する取組の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 建設業退職金共済制度加入の有無 b 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 c 法定外労働災害補償制度加入の有無 d 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 e 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 f ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 g 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 h 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 ②建設業の営業継続の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 営業年数 b 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ③防災活動への貢献の状況（防災協定の締結の有無） ④法令遵守の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 営業停止処分の有無 b 指示処分の有無 ⑤建設業の経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> a 監査の受審状況 b 公認会計士等の数 c 二級登録経理試験合格者の数 ⑥研究開発の状況（研究開発費） ⑦建設機械の保有状況 （建設機械の所有及びリース台数）	①～⑧ 別表 4

	⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 a 品質管理に関する取組（ISO9001） b 環境配慮に関する取組（ISO14001、エコアクション21）	
--	--	--

(2) 経営状況の分析

区 分	審 査 項 目	算定根拠
経営状況 (Y)	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュ・フロー ⑧利益剰余金	

3 審査基準等

2の審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準により、それぞれの評点を算定します。なお、総合評定値の請求を行った場合のみ、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定します。

※県の入札参加資格審査を申請する場合は、総合評定値の請求を行うことが必要です。なお、総合評定値の請求を行っていることを入札参加資格審査の申請の条件とすることについては、発注機関ごとに取扱いが異なりますので、入札参加資格審査の申請をしようとする各発注機関に直接お問い合わせください。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 = 許可を受けた建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（別表1）

X_2 = 自己資本額及び利益額の評点（別表2）

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術職員数及び種類別年間平均元請完成工事高の評点（別表3）

W = その他の審査項目（社会性等）の評点（別表4）

第3 審査申請手続

建設業者が経営事項審査を申請するには、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書及び関係添付書類を秋田県知事に、経営状況分析申請書及び関係添付書類を登録経営状況分析機関に、それぞれ提出してください。

なお、総合評定値の請求を行う場合は、決算が確定次第、先に経営状況分析の申請手続を行ってください。

I 県への申請 経営規模等評価申請（X₁、X₂、Z、W） 総合評定値請求（P）

1 申請方法

次の（１）又は（２）のどちらかの方法により申請してください。

- （１）面談申請（従来どおりの書面及び面談による申請）
- （２）電子申請（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という。）による電子申請）

※「面談申請」の場合は従来どおり受付後に日程調整の上、面談を行いますが、「電子申請」の場合については、原則として面談を行いません。

2 提出書類

（１）面談申請の場合

ア 提出書類	1	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・ 総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の14） 【20001帳票】
	2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 【20002帳票】
	3	その他の審査項目（社会性等） 【20004帳票】
	4	技術職員名簿 【20005帳票】
	5	審査対象事業年度分の消費税抜きの工事経歴書 ただし、免税事業者は消費税込みの工事経歴書 （建設業法施行規則別記様式第2号） ※前年に経営事項審査を受けていない場合や、前年に受けた工種 と異なる工種を申請する場合は2又は3事業年度分
	6	直前3年の各事業年度における工事施工金額 （建設業法施行規則別記様式第3号）（63ページ参照）
	7	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用） （63ページ参照）
	8	経営状況分析結果通知書
	9	建設機械保有状況一覧表（別紙様式3） ※建設機械を1台以上保有する者のみ
	10	技術職員名簿に記載されている職員が有する資格等を証明する書 面（14ページ参照）

	11 技術者が取得したCPD単位を確認できる書類(10ページ参照) ※CPD単位取得数について申請する場合のみ
	12 技能レベル向上者数を確認できる書類(11ページ参照) ※技能レベル向上者数について申請する場合のみ
	13 技能者数を確認できる書類(11ページ参照) ※CPD単位取得数又は技能レベル向上者数を申請する場合のみ
イ 提出部数	1のみ2部、その他は1部
ウ 手数料の納付	秋田県証紙又は窓口キャッシュレス決済により申請書類提出時に納付 (秋田県証紙貼付書は受付窓口の地域振興局にあります。)

(2) 電子申請の場合

※申請入力及び添付方法については、国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)に掲載されている「JCIP操作マニュアル」を参考にしてください。

ア 提出書類	・第3 審査申請手続 2(1)ア「提出書類」 ・同9「提示又は提出書類」 ※JCIP上で、電子(PDF等)添付及び当該書類に係る申請内容の入力を行ってください。
イ 提出部数	1部
ウ 手数料の納付	<u>Pay-easy</u> による電子納付 (申請受付後(後日)JCIPにより納入額等について御案内をします。なお、納付後に審査開始となりますので指示に従い、速やかに納付してください。)

3 申請書様式の入手方法

県ホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10512>)からダウンロードしてください。

4 大臣許可業者の書類提出先

大臣許可業者は、県を経由せず、東北地方整備局へ直接提出してください。詳細は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>)をご確認ください。

5 受付期間

(1) 面談申請の場合

受付は、次の区分により定められた日に行います。

対象となる決算期	受付日
① 個人事業者及び法人で決算期が令和7年10月から12月の方	令和8年 3月11日(水)及び3月12日(木)
② 法人で決算期が令和8年1月から3月の方	令和8年 6月11日(木)及び6月12日(金)
③ 法人で決算期が令和8年4月から6月の方	令和8年 9月10日(木)及び9月11日(金)
④ 法人で決算期が令和8年7月から9月の方	令和8年 12月3日(木)及び12月4日(金)

※各決算期に対応する受付日より前に申請することはできません。例えば、決算期が令和8年3月の方は、令和8年6月11日より前に申請できません。

(2) 電子申請の場合

建設業法第11条第2項に基づく決算変更届を提出後、各決算期における申請目安日までにJCI Pにより申請してください。

申請目安日については、次のとおりです(原則、決算月末日から翌4ヶ月後以降に最初に到来する月の5日。ただし、当該日が休日及び祝日等閉庁日の場合は当該日の次の開庁日。)

対象となる決算期	申請目安日
① 法人で決算期が令和7年10月の方	令和8年3月5日(木)
② 法人で決算期が令和7年11月の方	令和8年4月6日(月)
③ 個人事業主及び法人で決算期が令和7年12月の方	令和8年5月7日(木)
④ 法人で決算期が令和8年1月の方	令和8年6月5日(金)
⑤ 法人で決算期が令和8年2月の方	令和8年7月6日(月)
⑥ 法人で決算期が令和8年3月の方	令和8年8月5日(水)
⑦ 法人で決算期が令和8年4月の方	令和8年9月7日(月)
⑧ 法人で決算期が令和8年5月の方	令和8年10月5日(月)
⑨ 法人で決算期が令和8年6月の方	令和8年11月5日(木)
⑩ 法人で決算期が令和8年7月の方	令和8年12月7日(月)
⑪ 法人で決算期が令和8年8月の方	令和9年1月5日(火)
⑫ 法人で決算期が令和8年9月の方	令和9年2月5日(金)
⑬ 法人で決算期が令和8年10月の方	令和9年3月5日(金)

※(1)又は(2)の受付日・申請目安日に申請が間に合わない場合は、受付窓口となる地域振興局総務企画部総務経理課へ、申請前にあらかじめ御相談ください。なお、申請が遅くなった場合、直前の経審の有効期間満了の日までに新たな経営規模等評価結果及び総合評定値を通知できないことがあります。

※次の場合は随時申請可能です(申請する場合は事前に御相談ください。)

- ①新規(いわゆる経審切れを含む。)に申請する場合
- ②合併、営業譲渡又は会社分割に伴う組織変更を行った者が申請する場合
- ③会社更生手続き開始の申立て等を行った者が申請する場合

※県の入札参加資格審査を申請する場合、(1)又は(2)に関わらず定期年は令和9年1月29日、中間年は令和10年1月31日が経営事項審査の申請期限となります。

6 受付窓口

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム又は工事契約チーム

7 手数料

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査基本料 8,500円 1工種につき 2,500円

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査基本料 8,100円 1工種につき 2,300円

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

請求基本料 400円 1工種につき 200円

※一旦納付した手数料は返却できませんので、注意してください。

※(1)の場合、経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を行う工種は一致させてください。

※(3)の場合、経営規模等評価結果に係る申請工種と同一の工種を請求してください。

8 面談審査

(1) 面談申請の場合

申請書提出後、日を改めて面談審査を行います。面談審査の日時は、申請書提出の際、各地域振興局で指定します。なお、面談審査にあたっては、申請書、提示書類の全般にわたって確認しますので、説明のできる方がお越しくください。

(2) 電子申請の場合

原則として面談審査は行いません。

9 提示又は提出書類

面談申請の場合、面談審査日には次の書類（すべて写し可。）を漏れなく提示又は提出してください。提示等がない場合は、審査保留となり、結果通知が遅れることがあります。また、2（1）アの提出書類の控えを持参ください。

審査事項	確認資料
1 許可の有無等	①建設業許可通知書又は建設業許可証明書（各地域振興局で発行） ※記載内容に変更があった場合、変更届の控えも提示してください。 ②法人の申請者の場合、「法人番号指定通知書」等、法人番号を確認できる書類
2 経営状況分析及び経営事項審査の結果	①経営状況分析結果通知書 ※審査対象事業年度分は 提出 し、その他の必要事業年度分（2事業年度分。完成工事高を3年平均とした場合は3事業年度分。）は 提示 してください。 ※登録経営状況分析機関の別を問わず、本通知書の提示又は提出は省略できません。 ②経営規模等評価結果・総合評定値通知書（前年度分）
3 財務内容	①法人の場合：法人税確定申告書（別表16（一）及び（二））の控え及びその添付書類（貸借対照表及び損益計算書） 個人の場合：所得税確定申告書の控え及びその添付書類 ②消費税確定申告書の控え及びその添付書類 ※前年に経営事項審査を受けていない場合、2事業年度分を提示してください。 ※前年かつ前々年度に経営事項審査を受けていない場合で、完成工事高を3年平均としたときは、3事業年度分を提示してください。 ③消費税納税証明書（その1・納税額等証明用） ※税額が記載され、面談日の概ね1週間前以内に発行されたものを提示してください（電子申請の場合は、申請日の概ね1週間前以内に発行されたものとしします。）。 ※②で審査対象事業年度以前の申告書も提示する場合は、当該各年度の税額も記載されているものを提示してください。 ④資本金借入金を自己資本に加算する場合：資本金借入金該当証明書の写し
4 職員の常勤性及び雇用期間	a 常勤性の確認書類 【社会保険加入職員の場合】 ・社会保険被保険者標準報酬決定通知書 【社会保険未加入職員の場合】 ※いずれかを提示 ・賃金台帳及び出勤簿 ※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が確認できるもの ・源泉所得税を納付したことを証する書類 等 b 雇用期間の確認書類 【雇用保険加入職員の場合】 ※いずれかを提示 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届

<p>4 職員の常勤性及び雇用期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 【雇用保険未加入職員の場合】※いずれかを提示 ・賃金台帳及び出勤簿 <li style="padding-left: 20px;">※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が確認できるもの ・法人税確定申告書の添付書類のうち役員報酬手当等が記載された書類（法人の役員の場合に限る。） <p>※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者がいる場合は、当該制度対象者であることを証する書面（別紙様式2）を提出してください（併せて、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。）。</p> <p>※雇用期間の確認書類については、技術職員名簿の記載順に並べ替えて提示してください。</p>
<p>5 完成工事高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請負工事の契約書及び共同企業体協定書等（審査対象事業年度の工事経歴書に記載した工事のうち、各申請工種において請負代金の額が最も大きい元請工事及び下請工事1件ずつ。） <p>※原則として契約書としますが、契約書がない場合、請負代金の額が確認できる他の書類を提示してください。</p>
<p>6 社会性</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①建設業退職金共済契約を締結している場合は、加入・履行証明書 ②退職一時金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> a 労働協約、就業規則（労働基準監督署の收受印が押されたもの。） b 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書 ③企業年金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> a 厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）の企業年金基金への加入証明書 b 適格退職年金契約書 <p>※②及び③のどちらにも加入している場合は、②又は③のいずれかの書類を提示してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④法定外労災に加入している場合、加入証明書、契約書又は証書等の契約内容を確認できる書類 ⑤技術者が取得したCPD単位を確認できる書類 <p style="padding-left: 20px;">技術者（監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補及び2級技士補をいう。以下同じ。）に係る以下の書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 審査基準日以前1年間に各技術者が取得したCPD単位に係るCPD認定団体（54ページに掲げる令和3年国交省告示第246号別表第18に掲げる団体をいう。以下同じ。）発行の証明書の写し b 技術職員名簿に記載のある者以外にCPD単位を取得した技術者がいる場合：CPD単位を取得した技術職員名簿（別紙様式4）及び同様式に記載した技術者の合格証等の写し（併せて、常勤性及び雇用期間を確認できる書類（9ページ「4 職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類。）も提示してください。）

6 社会性

⑥技能レベル向上者数を確認できる書類

技能レベル向上者（認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者をいう。以下同じ。）に係る、審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出してください。

※前年の経営事項審査の申請内容から変更のない職員の分については、提出を省略できます。

⑦技能者数を確認できる書類

技能者（審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者。）であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く。）をいう。）に係る以下の書類

- a 技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿の写し（提出）
- b aの技能者の常勤性及び雇用期間を確認できる書類（9ページ「4職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類。）（提示）
- c 技能者名簿（別紙様式5）（提出）

⑧「女性の職業生活における躍進の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」又は「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定を取得している場合は、審査基準日時点で有効な「各えるぼし認定」、「各くるみん認定」及び「ユースエール認定」を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主状況確認通知書等。）をそれぞれ提示してください。

⑨建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施状況に該当がある場合は、そのことを誓約する書面（様式第6号）を提出してください。

⑩「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言」に該当がある場合は、そのことを証する書面（宣言書）の写し及び宣言した取組について、取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する書面（様式第9号）をそれぞれ提出してください。

⑪民事再生法及び会社更生法の適用を受けている場合、民事再生・会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結を確認できる書類

⑫防災協定への貢献状況を確認するための書類

申請者又は申請者が加入する社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合、防災協定締結状況報告書（別紙様式7）を提出してください。これに加えて、以下の分類に応じて、各書類を提出してください。

【申請者自らが締結している場合】

- ・当該防災協定書

【申請者が加入している団体が締結している場合】

- ・当該団体が締結している防災協定書
- ・申請者が当該団体に加入していることを証する書類
- ・申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当

6 社会性

該団体の活動計画書、当該団体の長による証明書など)
 ※次表の団体に加入している場合、上記書類の提出を省略できます。ただし、別紙様式7の提出は省略できません。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・秋田県建設産業団体連合会 (一社)秋田県建設業協会等)	・男鹿市建設業協会	・秋田管工事業協同組合
・秋田県建設技能組合連合会	・潟上市建設産業協会	・能代山本管工事業協同組合
・秋田県橋梁・水門技術協会	・由利本荘市建設業協会	・由利本荘市管工事協同組合
・(一社)秋田市建設業協会	・にかほ市建設業協会	・大仙・美郷管工事組合
・北秋田市建設業協会	・仙北市建設業協会連合会	・仙北市管工事協会
・八峰町建設業協会	・美郷町建設業協会	・北鹿電気工事業協同組合
・三種町建設業協会	・横手市建設業協会	・能代山本電気工事協同組合
・八郎潟町建設業協会	・湯沢建設業協会連合会	・秋田電気工事協同組合
・八郎潟町建築業協会	・羽後町建設業協会	・大曲仙北電気工事協同組合
・五城目建設業協会	・能建会	・横手市管工事協会

⑬「監査の受審状況」で「1」～「3」のいずれかに該当する場合は、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は下記⑭の経理実務責任者（2級登録経理試験合格者を除く。）が経理処理の適正を確認した旨の書類（別紙様式1）に自らの署名を付したものを提出してください。

※「2 会計参与の設置」に該当する場合は、その会計参与が登記されていることが確認できる登記事項証明書を提出してください。

⑭経理実務責任者の資格を確認するための書類

以下 a～e のいずれかを毎年必ず提示してください。

【公認会計士又は税理士】

- a 公認会計士であることを証するものの写し及び公認会計士法（昭和23年法律第103号）第28条の規定による研修を受けた者であることを証するもの
- b 税理士であることを証するもの及び所属税理士会が認定する研修を受けた者であることを証するもの
- c 公認会計士又は税理士となった日の属する年度の翌年度開始日から起算して1年を経過していない者であることを証するもの

【登録経理試験合格者】

- d 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していない者である場合は、合格証明書又は合格証書
- e 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過している者である場合は、合格証明書又は合格証書及び登録経理講習修了証（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る。）

※登録経理講習修了証に代えて、登録経理試験の1級合格者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金

6 社会性

が実施する講習を受講したことを証するもの（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る。）の提示も可とします。

⑮建設機械の保有状況を確認するための書類

建設機械の保有状況一覧表（別紙様式3）を**提出**してください。これに加えて、申請する機械ごとに以下の書類を**提示**してください。

a 所有又はリース内容の確認書類

【所有している建設機械の場合】※いずれかを提示

- ・建設機械の売買契約書
- ・販売店からの譲渡・販売証明書
- ・自動車検査証
- ・固定資産税申告書・明細書
- ・減価償却資産台帳

※前年の経営事項審査の申請内容から変更のない機械の分については、提示を省略できます。

【リースしている建設機械の場合】

- ・リース契約書

※リース契約書は毎年必ず提示してください。

b 検査実施日又は有効期間満了日の確認書類 ※いずれかを提示

- ・特定自主検査記録表（審査基準日時点で有効なもの。）
- ・自動車検査証記録事項（審査基準日時点の内容が確認できるもの。）
- ・移動式クレーン検査証（審査基準日時点で有効なもの。）

※上記書類は毎年必ず提示してください。

c 種別又は規格の確認書類 ※いずれかを提示

- ・ブルドーザー又はモーターグレーダーの自重、トラクターショベルのバケット容量、移動式クレーンのつり上げ荷重及び高所作業車の作業床の高さが確認できるもの（製品カタログ等）

※a及びbの書類で確認できる場合は提示を省略できます。

※上記書類は、別紙様式3の記載順に並び替えて提示してください。

⑯エコアクション21の認定又はISO9001若しくはISO14001の登録を受けていることを証明する書類及びその付属書

<p>7 技術職員の資格</p>	<p>【受付時に提出する書類】</p> <p>①卒業証明書（建設業法第7条第2号イ該当の者。）</p> <p>②合格証、免許証等資格を有することを証する書類（建設業法第7条第2号ハ該当の者。）</p> <p>③実務経験証明書（建設業法第7条第2号イ、ロ該当の者及び同号ハ該当の者のうち所定の実務経験を要するもの。）</p> <p>※実務経験を有する者として申請する場合は、建設業法施行規則第3条に定める実務経験証明書（様式第9号）を作成し、提出してください。なお、過去に提出済みの実務経験証明書（許可行政庁の確認印のあるもの。）を提出する場合は、写しの提出でも可とします。</p> <p>※実務経験証明書の記載内容に疑義が生じた場合、証明書に記載の工事の契約書等の提示を求める場合があります。</p> <p>④解体工事業の技術者について申請する場合</p> <p>登録講習の修了若しくは解体工事の実務経験証明書（所定の期間を証するもの。）又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有した事実を証明する書類</p> <p>⑤能力評価（レベル判定）結果通知書（建設キャリアアップシステムの能力評価基準によりレベル4技能者又はレベル3技能者と認定された者。）</p> <p>⑥監理技術者補佐について申請する場合</p> <p>1級技士補の資格を証明する書類（1次試験合格通知。）及び主任技術者となる資格を証明する書類（上記①～④までのいずれか。）又は監理技術者要件を満たすことを証明する書類（監理技術者資格証書、実務経験及び指導監督の実務経験を証する書類（卒業証明書、実務経験証明書及び指導監督の実務経験証明書。）、国土交通大臣特別認定者の認定書。）</p> <p>【面談審査時に提示する書類】</p> <p>⑦建設業監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証</p> <p>⑧登録基幹技能者講習修了証</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の経営事項審査で申請した技術職員の申請内容に変更がない場合は、当該職員に係る資格者証等（①～⑥）の提出を省略できます。なお、前年に申請した技術職員名簿は面談時に面談担当職員が持参し突合します。 ・⑦及び⑧は有効期間を毎年確認する必要があるため、該当者がいる場合は必ず提示してください。
------------------	--

10 結果通知

審査後、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、結果を通知します。なお、総合評定値を通知するのは、請求があった場合のみですので、県の入札参加資格審査を申請しようとする場合、必ず総合評定値を請求するようにしてください。

II 登録経営状況分析機関への申請

経営状況分析は、国の登録を受けた登録機関が行うこととなっています。経営状況分析の申請をしようとする場合、申請者は、登録経営状況分析機関の中から自由に申請先を選択することができます。申請の手続については、各登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

(令和8年1月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1	03-6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町2-1-20-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町2-2	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-1-7-6	042-505-7533

※国土交通省による登録経営状況分析機関の一覧は、建設政策課ホームページからリンクしています。

第4 その他

1 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。(建設業法第27条の28)

ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりませんので、申請書及び添付書類の作成にあたっては、十分留意してください。

※再審査の対象とならないものの例

- 完成工事高、職員の計上漏れ
- 審査基準日以降の職員の増減、資格の取得
- 決算内容の変更(修正申告によるものを含む)

2 入札参加資格審査申請と経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

秋田県以外の公共工事発注機関に対して、入札参加資格審査申請をする場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、経営状況分析結果通知書の各正本又はその写し、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【20001帳票】、工事種類別完成工事高【20002帳票】の控えなどの提出を求められることがあります。

したがって、これらの通知書及び申請書の控えは、大切に保管してください。

特に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、紛失又は毀損等理由を問わず、再発行しませんので、注意してください。

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を紛失等した場合は、内容証明願により証明書を発行することができますので、建設政策課建設業チームまでお問い合わせください。

3 建設業許可手続に係る変更届の提出について

各事業年度（＝決算期）を経過したときは、4か月以内に事業年度報告（決算変更届）を提出することが義務付けられています。（建設業法第11条）

この報告書は、後日、経営事項審査等に活用するものですので、報告書が未提出の場合、経営事項審査に重大な支障が出るおそれがあります。また、事業年度報告を含む変更届に未提出がある場合、罰則（建設業法第50条）のほか、指示処分（建設業法第28条）の対象となります。期限を守って必ず提出してください。

また、この報告書は閲覧書類として公開されており、発注者が業者選定の際に参考にするなど重要なものです。（建設業法第13条）

4 経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下本項において「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- (1) 経営事項審査申請等の審査事務
- (2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

5 経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下本項において「経営事項審査審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- (1) 国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則第18条に規定する法人に対する経営事項審査審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
- (2) 経営事項審査審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っています。）
- (3) 経営事項審査審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
- (4) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定する利用又は提供
 - ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ・秋田県知事が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき。
 - ・他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき。
 - ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用するとき。
 - ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
 - ・その他提供することについて特別の理由があるとき。

自己資本額 項番 1 7 3 5 9 7 6 3 (千円) 13 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 1 1 0 9 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

技術職員数 1 9 3 5 1 0 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称 (一財) 建設業情報管理センター

「経営状況分析結果通知書」に記載の「自己資本」の金額と一致

「経営状況分析結果通知書」に記載の「参考値」の金額と一致

2期平均の場合のみ記入

基準決算	9 1 5 2 (千円)
直前の審査基準日	1 0 3 7 5 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前	審査対象事業年度	
営業利益	7 1 2 9 (千円)	営業利益	6 5 7 6 (千円)
減価償却実施額	4 5 3 5 (千円)	減価償却実施額	4 1 5 7 (千円)

千円未満の端数切り捨て

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先 経理課 氏名 秋田花子 電話番号 018-860-2425
 所属等 所属等 氏名 秋田花子 電話番号 018-860-2425
 ファックス番号 018-860-3800

第2章 経営規模等評価申請書等の記載要領

注意事項

- 1 申請書は、ボールペン、ペン等で記入してください。
- 2 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。数字を記入する場合は、例えば □□**1****2** のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば **甲****建****設****工****業** □□ のように左詰めで記入してください。

1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 【20001帳票】

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣 及び「般 については、不要のものを消してください。
知事」 知事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記してください（行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に該当する場合には、行政書士の記名及び押印が必要です）。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。
- 3 太線の枠内（行政庁側記入欄）には記入しないでください。
- 4 **0****2** 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について、大臣許可業者の場合は **0****0** を、知事許可業者の場合は **0****5** を記入してください。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば **0****0****1****2****3****4** 又は **0****1** 月 **0****1** 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。
- 5 **0****3** 「前回の申請時の許可番号」の欄は、申請時の許可番号が、前回の申請時の許可番号と異なっている場合についてのみ記入してください。
- 6 **0****4** 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（8の後段の表の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和8年3月31日であれば、**0****8** 年 **0****3** 月 **3****1** 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

7 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

8 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和8年3月31日)より前の日(令和7年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の欄の右欄は、次の表の分類のいずれかに該当する場合は、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合

17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

9 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないでください。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入してください。

10 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又は パのように1文字として記入してください。なお、「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないでください。

11 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入してください。

(例)

種 類	略号	種 類	略号	種 類	略号
株 式 会 社	(株)	合 資 会 社	(資)	協 業 組 合	(業)
特 有 有 限 会 社	(有)	合 同 会 社	(合)	企 業 組 合	(企)
合 名 会 社	(名)	協 同 組 合	(同)		

12 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば や のように1文字として記入してください。

13 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

14 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、別表7を参照し、主たる営業所の所在する市町村の該当するコードを記入してください。

15 「主たる営業所の所在地」の欄には、 により記入した市町村コードによって表される市町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば のように記入してください。

16 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば のように記入してください。

17 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入

してください。

土木事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

18 **1** **6**「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について**1****5**の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」を記入してください。

19 **1** **7**「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入してください。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

20 **1** **8**「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

21 「自己資本額」及び「利益額」の算定について、以下の措置を適用することができます。各手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。

（1）外国子会社の合算

国土交通大臣の認定を受けた外国子会社がある場合、「自己資本額」や「利益額」を合算することができます。これには、国土交通大臣の認定書が必要です。

（2）資本性借入金の加算

国土交通大臣の定める要件を満たす資本性借入金を、「自己資本額」に加算することができます。これには、経営状況分析の申請時に提出した証明書の写しが必要です。

22 **1** **9**「技術職員数」の欄は、別紙二「技術職員名簿」に記入した審査基準日における技術職員の人数の合計を記入してください。「技術職員」とは、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限られます（雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号**に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（65歳以下に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。）ので注意してください。

23 **2** **0**「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（経営状況分析結果通知書の「登録経営状況分析機関欄」に記載されています。）を記入

し、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入してください。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 7 月 至 0 7 年 0 6 月	審査対象事業年度 自 0 7 年 0 7 月 至 0 8 年 0 6 月	計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均
	申請する業種コードを必ず記載する 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6 年 7 月 ~ 7 年 6 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5 年 7 月 ~ 6 年 6 月		
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 8 8 8 7 0	元請完成工事高(千円) 8 8 8 7 0	完成工事高(千円) 8 0 4 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 86,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 91,240	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 86,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 91,240	3年平均で申請する場合は、完成工事高計算表の合計を2で除した数値を記入(千円未満の端数切り捨て) 完成工事高及び元請完成工事高は消費税抜きの金額で記入(ただし、免税事業者は消費税込み。)
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0
工事の種類 プレストレストコンクリート構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	「土木一式工事」を申請する場合、コード「011」の「プレストレストコンクリート構造物工事」も必ず記載すること
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 3 6 5 5 0	元請完成工事高(千円) 3 0 4 9 9	完成工事高(千円) 4 1 2 9 0
工事の種類 とび土工・コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 38,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 34,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 31,234 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 29,765	
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 1 8 0 9 5	元請完成工事高(千円) 1 5 1 8 7	完成工事高(千円) 2 0 7 5 3
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 17,690	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 15,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 14,875	「とび・土工・コンクリート工事」を申請する場合、コード「051」の「法面処理工事」も必ず記載すること
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種コード 3 4	合計 0 0 0 0 0	合計 0 0 0 0 0	合計 0 0 0 0 0
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例		(1. 有 2. 無)	

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 05年07月 至 07年06月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6年7月～7年6月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 5年7月～6年6月	審査対象事業年度	計算基準の区分	自 07年07月 至 08年06月 2 (1.2年平均) 2.3年平均
業種 3 2 1 3 0	完成工事高(千円) 2 4 4 4 0	元請完成工事高(千円) 2 0 3 7 7	完成工事高(千円) 8 7 2 5 0	元請完成工事高(千円) 7 0 4 0 0
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,380	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 17,877 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 22,878		
業種 3 2 2 3 0	完成工事高(千円) 1 7 5 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 9 5 4	完成工事高(千円) 9 2 4 0	元請完成工事高(千円) 8 1 6 0
工事の種類 造園 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 24,900 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 10,100	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,565 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 7,344		
業種 3 2 2 9 0	完成工事高(千円) 7 9 1 6	元請完成工事高(千円) 7 9 1 6	完成工事高(千円) 7 7 1 2	元請完成工事高(千円) 7 7 1 2
工事の種類 解体 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954		
業種 3 2	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
業種 3 3	完成工事高(千円) 1 4 6 2 5	元請完成工事高(千円) 1 4 4 7 7	完成工事高(千円) 3 4 7 9 0	元請完成工事高(千円) 3 4 1 2 5
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 29,250	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,954	・その他には、審査対象以外の許可を受けた建設工事の完成工事高及び許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額を記入すること ・兼業売上高は計上できません	
業種 3 4	完成工事高(千円) 1 8 9 9 0 1	元請完成工事高(千円) 1 7 6 0 9 3	完成工事高(千円) 2 6 0 6 8 2	元請完成工事高(千円) 2 3 7 3 9 7
工事の種類 合計				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)				

内訳工事(プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事)の完成工事高は、重複するため合計には含まないこと

2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【20002帳票】

審査は、審査基準日の直前2年間（24か月分）又は直前3年間（36か月分）の事業年度に基づいて行います。したがって、組織変更、決算期変更等により2事業年度又は3事業年度では24か月又は36か月に満たない場合は、28ページの計算方法により行います。

審査の対象は、工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額、工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高について審査します。なお、共同企業体による工事の場合は、企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額が審査対象の工事高となります。

また、本表に計上することができるのは建設工事に係る完成工事高に限られますので、別表8に記載されている29工種のいずれかに分類されることになります。ただし、審査を申請しない工種の完成工事高は、「その他」工事として一括して計上してください。

なお、製作、除雪、草刈、点検、調査、保守・管理委託等は、建設工事に該当しない（別表8に記載されている29工種のいずれにも該当しない）ため、それらに係る売り上げ（兼業売上高）は、本表に計上することはできません。また、「その他」工事に計上することもできませんので注意してください。※完成工事高は消費税抜きの金額で記入してください。（免税事業者を除く。）

1 **3** **1** 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入してください。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和07年04月 ～ 至令和08年03月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和07年04月 ～ 至令和08年03月

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和7年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和8年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和07年04月 ～ 至令和08年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和7年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和7年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和07年01月 ～ 至令和08年12月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和8年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和07年10月 ～ 至令和08年03月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和8年3月31日）より前の日（令和7年11月1日）に申請するとき
自令和07年10月 ～ 至令和00年00月

2 **3** **1** 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を1の例により記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を1の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

3 **3** **2**「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

4 「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した審査対象事業年度別に完成工事高を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度別に元請完成工事高を記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入してください。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

5 **3** **3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入してください。

6 **3** **4**「合計」の欄は、**3** **2**と**3** **3**に記入した完成工事高の合計を記入してください。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入してください。

7 この表は、審査対象建設業に係る3のコード表中の工事の種類（「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」もそれぞれ1つとする。）4つごとに作成してください。また、項番**3** **3**「その他工事」の欄及び項番**3** **4**「合計」の欄は最後の用紙のみに記入してください。

8 用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入してください。

9 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

10 決算期変更等により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない場合は、次の算式により、直前2年又は3年の完成工事高を算定してください。

（例）3月決算から12月決算に変更した場合の記載例（3年平均を採用）

審査対象事業年度の前々々期				審査対象事業年度の前々期		審査対象事業年度の前期		審査対象事業年度		経営事項審査の申請をする 日の属する事業年度	
D (12か月)				C (12か月)		B (12か月)		A (9か月)		-----	
360,000千円				280,000千円		240,000千円		180,000千円			
決算日		決算日		決算日		決算日		決算日		決算日	申請日 (変更決算日)

〔算式〕①+②+③=直前3年の完成工事高

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$Aの完成工事高 + \left(Bの完成工事高 \times \frac{12か月 - Aの月数}{12か月} \right)$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(Bの完成工事高 \times \frac{Aの月数}{12か月} \right) + \left(Cの完成工事高 \times \frac{12か月 - Aの月数}{12か月} \right)$$

③ 前々審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(Cの完成工事高 \times \frac{Aの月数}{12か月} \right) + \left(Dの完成工事高 \times \frac{12か月 - Aの月数}{12か月} \right)$$

〔具体的な計算例〕①240,000千円+②250,000千円+③300,000千円=790,000千円

$$① \dots 180,000千円 + \left(240,000千円 \times \frac{12か月 - 9か月}{12か月} \right) = 240,000千円$$

$$② \dots \left(240,000千円 \times \frac{9か月}{12か月} \right) + \left(280,000千円 \times \frac{12か月 - 9か月}{12か月} \right) = 250,000千円$$

$$③ \dots \left(280,000千円 \times \frac{9か月}{12か月} \right) + \left(360,000千円 \times \frac{12か月 - 9か月}{12か月} \right) = 300,000千円$$

[記入例]

前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の
完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 1 月 至 0 6 年 1 2 月	審査対象事業年度 自 0 7 年 0 1 月 至 0 7 年 1 2 月 計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6年4月～7年3月 5年4月～6年3月	審査基準日の年月を記入
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5年4月～6年3月 4年4月～5年3月	審査基準日の12か月前の年月を記入

業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 2 7 5 0 0 0	②+③ / 2の金額を記入
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度 $(240,000 \times 9/12) +$ $(280,000 \times 3/12) = 250,000$	③の算式を記入
	審査対象事業 年度の 前々 審査 対象事業 年度 $(280,000 \times 9/12) +$ $(360,000 \times 3/12) = 300,000$	②の算式を記入

業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 2 4 0 0 0 0	①の金額を記入
	180,000+ $(240,000 \times 3/12) = 240,000$	①の算式を余白部分に参考記入

- 11 審査基準日からさかのぼって2ないし3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更に関わらず、変更前及び変更後を通じた審査基準日の直前2ないし3年の各事業年度における完成工事高を通算することができます。
- 12 審査基準日からさかのぼって2ないし3年以内に他の建設業者を吸収合併した沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する場合の完成工事高の算定方法については、事前に建設政策課建設業チームまでお問い合わせください。

13 一式工事の完成工事高に他の工事の完成工事高を含める取扱い

審査対象が、土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち審査対象として申請していない一式工事以外の建設業に係る建設工事（以下「専門工事」という。）の年間平均完成工事高を、当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めること（以下「積上げ」という。）ができます。一式工事に含めることができる専門工事は次のとおりです。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式	とび・土工・コンクリート工事のうち「とび」、「法面」を除く工事及び石工事
建築一式	大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事

（注1）一式工事に含めた専門工事は、審査対象工種にすることはできません。従って、公共工事で500万円以上の専門工事を直接請け負おうとする場合は、その専門工事について経営事項審査を受けていなければなりませんので、一式工事に含めないで審査対象工種として申請する必要があります。

例：「とび・土工・コンクリート工事」のうち「とび」及び「法面」を除く工事を「土木一式工事」に含める場合、「とび・土工・コンクリート工事」の申請はできません。なお、「とび」及び「法面」の完成工事高は「その他」に計上します。

（注2）一式工事及び一式工事に含める専門工事に係る工事経歴書は、その許可の種類ごとに作成してください。

（注3）積上げをするかは申請年ごとに見直しが可能です。したがって、今回の申請時に積上げをした場合でも、次年度以降の申請においては積上げをしないこととすることができます。ただし、審査対象事業年度分について積上げをした場合は、前審査対象事業年度分以前においても積上げをする必要があります。例えば、審査対象事業年度分のみ積上げし、前審査対象事業年度分は積上げしないことはできません。

〔記入例〕

業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																					
	3	2	0	2	0	6	1	1	0	0	5	2	16	1	0	6	3	2	4	26	1	0	4	5	8	1	36	1	0	2	0	7	3				
32020																																					
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高(前期) (当期)					元請完成工事高(前期) (当期)																					
建築一式 工事	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					建築 101,900 98,240					建築 101,900 98,240																					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					大工 3,567 2,778					大工 2,169 1,973																					
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					建具 4,585 3,563					建具 2,255 1,860																					
											110,052 104,581					106,324 102,073																					

積上げをする場合、余白に内訳と合計を記載してください。余白が狭く記載できない場合は、別紙として内訳と合計を記載したものを作成してください。

14 国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高について

国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高については、申請者の完成工事高に含めることができます。この場合、国土交通大臣からの認定書が必要となります。認定の手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無	項番 4 1 1	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 1	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3 1	[1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4 2	[1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 1	[1.該当、2.非該当]
CPD単位取得数	4 6 4 5	(単位)
技能レベル向上者数	4 7 1	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8 1	[1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.ブラチナえるぼし認定、5.非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9 2	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.ブラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0 2	[1.ユースエール認定、2.非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1 1	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]
建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2 1	[1.有、2.無]

「若年技術職員」=技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者

技術職員名簿の合計人数と一致

若年技術職員数の割合(B/A)

技術職員数(A)	9 (人)
若年技術職員数(B)	1 (人)
若年技術職員の割合(B/A)	11.1

小数点第2位以下切り捨て

技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿(別紙様式第4号)に記載されている人数の合計を記入

新規若年技術職員数(C)	1 (人)
新規若年技術職員の割合(C/A)	11.1

技能者名簿(別紙様式第5号)に記載されている人数を記入

技術者数	9 10 15 20 (人)
技能者数	3 (人)
控除対象者数	15 20 (人)

技能者名簿(別紙様式第5号)で「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入

技能者名簿(別紙様式第5号)で「控除対象」欄に○印が記載されている者の数を記入

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 3 3 7 (年)	
民生再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 2	[1.有、2.無]

1年未満は切り捨て

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
平成 元年 3月 1日	年 月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 5 1	[1.有、2.無]
------------	-------	-----------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 6 2	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 7 2	[1.有、2.無]

審査基準日の翌日の直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5 8 3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 9 1	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 0 0	(人)

建設業に従事する職員(常時雇用の者に限る。)のうち、経理実務責任者であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者のいずれかの者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(様式等は、P36~40を参照)に自らの署名を付したものを提出した場合、監査の受審状況の欄には「3」が記入される。
※署名できるのは自社職員であって、いわゆる顧問税理士ではないことに注意

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6 1 0	(千円)
-------------	-------	------

加対象は会計監査人設置会社に限定されるため、「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 2 7	(台)
----------------	-------	-----

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6 3 2	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 4 2	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 5 2	[1.有、2.無]

3 その他の審査項目【20004帳票】

- 1 **4** **1** 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合を含む。）は「2」を記入してください。

なお、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の提示がない場合は、「2」となります。

- 2 **4** **2** 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

※この場合においては、労働基準監督署に届出済で、収受印が押された労働協約、就業規則等を面談審査の際に提示してください。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

- 3 **4** **3** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。ただし、次の3つの要件を全て満たしている場合のみ加点します。

①業務災害と通勤災害の双方を対象とすること

※「通勤」とは、出勤と退勤の両方を含みます。

②自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合はその全て）を対象とすること

③死亡及び労災保険（法定）の障害等級1～7級までの全ての災害を対象とすること

- 4 **4** **4** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

- 5 **4** **5** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上

に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示してください。

- 6 **4** **6** 「CPD単位取得数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」（51ページ）に記入した各技術者CPD単位の合計と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」（44ページ）に記載した各技術者のCPD単位の合計とを合算した数を記入してください。「技術者数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記載して下さい。
- 7 **4** **7** 「技能レベル向上者数」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」（45ページ）の「レベル向上の有無」欄に○印がある者的人数を記載してください。「技能者数」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「合計」欄の人数を記載してください。「控除対象者」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「控除対象」欄に○印がある者的人数を記載してください。
- 8 **4** **8** 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の躍進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記載してください。
- 9 **4** **9** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記載してください。
- 10 **5** **0** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記載してください。
- 11 **5** **1** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記載してください。
- 12 **5** **2** 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入してください。
- 13 **5** **3** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立

てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、右の表内には、初めて許可(登録)を受けた年月日等の営業年数に係る沿革を必ず記入してください。その際、表内の年号については不要のものを消してください。平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、その内容を表内の備考欄に記入してください。

営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた時から起算して、審査基準日までの期間を対象とします(年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てます)が、許可行政庁の変更により許可番号が変更になった場合は、最初に許可又は登録を受けたときから起算します。

なお、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者については、債権債務の継承を行った事実がある場合のみ、組織変更前又は譲り受け前における建設業の許可又は登録を受けたときを営業年数の起点とすることができます。

ただし、この場合においては、面談審査の際に議事録、貸借対照表等の提示が必要です。

- 14 **5** **4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。
- 15 **5** **5** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。
- 16 **5** **6** 「営業停止処分の有無」の欄は、経営事項審査申請日の属する事業年度開始日の直前1年間(以下「審査対象年」という。)において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 17 **5** **7** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 18 **5** **8** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類(別紙様式1による)に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。
- 19 **5** **9** 「公認会計士等の数」の欄は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入してください。
- 20 **6** **0** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を

受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入してください。

- 21 **6** **1** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 22 **6** **2** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われているものに限る。）。
※その他詳細は [42ページ](#) をご確認ください。
- 23 **6** **3** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記載してください。
- 24 **6** **4** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。
- 25 **6** **5** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

別紙様式 1

(用紙 A 4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
-----の令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
までの第 ____ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主
資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企
業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添
の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確
認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局
北海道開発局 については、不要のものを消すこと。
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)

工事原価	に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況一覧表

次ページの要件に該当する建設機械について様式下部の記載要領に従って記載して提出してください。

「許可番号」は必ず記入。

許可番号 123456

下記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることを証明します。

申請者：商号又は名称 秋田県庁建設株式会社 代表者名 代表取締役 秋田 一

前年の経営事項審査において申請した建設機械を再度申請する場合、

審査基準日:令和 8年 6月30日 「審査基準日」は必ず記入。

Table with columns: No., 建設機械の種類, メーカー名, 型式, 製造・車体番号, 種別又は規格, 所有・リース, 取得年月日, 検査実施年月日又は有効期間満了日, 前回申請, 備考. Includes callouts for '製造・車体番号', '種別又は規格', and '取得年月日'.

「製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)」欄は、ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号又は車両番号を記載してください。

「特定自主点検等実施年月日又は有効期間満了日」欄は、審査基準日時点において有効なものを記載してください。 ※ダンプ車及び移動式クレーンは、有効期間満了日を記載してください。

「種別又は規格」欄は、保有している建設機械が経営事項審査で評価対象となる種別又は規格を満たしているかどうか留意して記載してください。

リース期間満了日が審査基準日後1年7ヶ月未満の場合は、「自動更新」や「買い取り予定」などと記載してください。

【記載要領】

- ※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
※「製造・車体番号 表示番号・車両番号(ダンプ車)」欄は、ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号又は車両番号を記載すること。
※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
⑥「ダンプ車」にあつては、ダンプ、ダンプフルトレーラ又はダンプセミトレーラである旨。(例:ダンプフルトレーラ)
⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:3.0メートル)
⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラーである旨。(例:ロードローラー)
⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機である旨。(例:ブレーカ)
⑩「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、自動車検査証の車体の形状欄に記載の「アスファルト・フィニッシャ」。
⑪「不整地運搬車」にあつては、記載不要。
※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」及び「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。
※「検査実施年月日又は有効期間満了日」欄は、審査基準日時点で有効な検査のものについて記載すること。
※新車で購入して、審査基準日時点でまだ1度目の特定自主検査を受ける必要がない場合は、「備考」欄に「新車」と記載すること。
(ただし、「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「高所作業車」、「締固め用機械」、「解体用機械」及び「不整地運搬車」について記載する場合に限る。)
※「所有・リースの別」が「自社所有」であつて、前年の経営事項審査の際に申請した機械を再度申請する場合は「前回申請」欄に「○」と記載すること。
※「検査実施年月日又は有効期間満了日」欄は、ダンプ車は車検の登録満了年月日、移動式クレーンは審査基準日以前2年以内の移動式クレーン検査の有効期間終期の年月日、それ以外の機械は検査実施年月日を記載すること。

【経営事項審査で評価対象となる建設機械の種別及び規格】



- ①ショベル系掘削機 ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
②ブルドーザー 自重が3トン以上のもの
③トラクターショベル バケット容量が0.4m³以上のもの
④モーターグレーダー 自重が5トン以上のもの
⑤移動式クレーン つり上げ荷重が3トン以上のもの
(※固定式クレーンは評価の対象になりません)
自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの
(※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加算対象とはなりません。)
⑦高所作業車 作業床の高さが2.0m以上のもの
⑧締固め用機械 ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラーであるもの
⑨解体用機械 ブレーカ、鉄骨掘削機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機であるもの
自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載のあるもの
⑩アスファルト・フィニッシャ
⑪不整地運搬車 労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車

面談時には、この一覧表の記載順に所有又はリースを確認できる書類(売買契約書やリース契約書等)と特定自主検査記録表等を提示してください。

【建設機械の保有状況について】

建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

建設機械の種類	経営事項審査で評価対象となる建設機械の種別及び規格
	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの
	バケット容量が <u>0.4立方メートル以上</u> のもの
	自重が <u>3トン以上</u> のもの
	自重が <u>5トン以上</u> のもの
	つり上げ荷重が <u>3トン以上</u> のもの ※固定式クレーンは評価の対象にはなりません。
	自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供されるもの ※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されているものは、評価の対象にはなりません。
	ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ※一般に認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象ですが、コンパクトやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定機械特定自主点検の対象ではないため、評価の対象にはなりません。
	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機 ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点点評価の対象とすることはできません。
	作業床の高さが <u>2メートル以上</u> のもの

<p>アスファルト・フィニッシャ</p> 	<p>自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車</p>
<p>不整地運搬車</p> 	<p>労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 33 号に掲げる不整地運搬車</p>

別紙様式 5

(用紙A4)

技能者とは、審査基準日以前三年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿に記載された者)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう(主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く。)

和 8 年 9 月 1 1 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	狩野 生江	平成15年1月1日	令和7年8月1日	○	
2	狩野 名称	昭和51年9月9日	令和4年1月30日	↑	○
3	狩野 姓名	昭和31年12月12日			↑
レベル判定の有無にかかわらず、技能者に該当する者は全て記載すること		審査基準日の三年間にレベルが1以上向上した技能者は○を記入すること(評価無しからレベル1に向上した者は除く)			
審査基準日の三年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者は○を記入すること					
その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「技能者数」と一致			その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「控除対象者数」と一致		
その他の審査項目(社会性等)【20004帳票】項番50「技術レベル向上者数」と一致					
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号チ又は同項第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の三年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び

情報共有に関する同意書

審査基準日以前1年間を記入すること。

令和 7年 7月 1日から令和 8年 6月 30日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

【審査対象工事】次の①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(変更契約を除く。)

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急工事

— 地方整備局長
北海道開発局長
秋田県知事 殿

令和 8 年 9 月 11 日

【該当措置】次の①から③のすべてを実施している場合に加点。

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査時に様式6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入場履歴を記録できる措置を実施していること等。

建設キャリアアップシステム事業者ID

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 2 2

住所 秋田県秋田市山王4-1-1

商号又は氏名 秋田県庁建設株式会社

代表者氏名

代表取締役 秋田 一郎

申請区分 1 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		25件
措置未実施工事	軽微な工事	1件
	災害応急対策	件
合 計		26件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

(別紙様式7)

防災協定締結状況報告書

令和 年 月 日

以下のとおり、審査基準日において防災協定を締結していますので報告します。

申請者名 _____ 審査基準日 令和 年 月 日

防災協定締結団体名

(記載例) 秋田県建設産業団体連合会 (一般社団法人●●協会)

※秋田県建設産業団体連合会の会員である協会等に所属している場合はその名称も記載すること。

•

(留意事項)

- ・別紙三「その他の審査項目(社会性等)」【20004帳票】、項番57「防災協定の締結の有無」欄を「1. 有」と申請した場合は、この「防災協定締結状況報告書」に、申請の手引P11に記載されている確認書類(証明書、防災協定の写し等)を添付し、提出してください。
- ・次表の団体に加入している場合、上記確認書類の提出を省略できます。ただし、本書の提出は省略できません。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・秋田県建設産業団体連合会 (一社)秋田県建設業協会等)	・男鹿市建設業協会	・秋田管工事業協同組合
・秋田県建設技能組合連合会	・潟上市建設業協会	・能代山本管工事業協同組合
・秋田県橋梁・水門技術協会	・由利本荘市建設業協会	・由利本荘市管工事業協同組合
・(一社)秋田市建設業協会	・にかほ市建設業協会	・大仙・美郷管工事組合
・北秋田市建設業協会	・仙北市建設業協会連合会	・仙北市管工事協会
・八峰町建設業協会	・美郷町建設業協会	・北鹿電気工事業協同組合
・三種町建設業協会	・横手市建設業協会	・能代山本電気工事協同組合
・八郎潟町建設業協会	・湯沢建設業協会連合会	・秋田電気工事協同組合
・八郎潟町建築業協会	・羽後町建設業協会	・大曲仙北電気工事協同組合
・五城目建設業協会	・能建会	・横手市管工事協会

- ・防災協定締結団体については、審査基準日において、1団体との締結状況が確認できれば加点対象となります。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

宣言日が審査基準日以前であること。



「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 8 年 4 月 1 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（~~行う~~/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
秋田県知事 殿

令和 8 年 9 月 11 日

【加点措置の要件】
審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること
【誓約内容】
自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

住所 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1
商号又は氏名 秋田県庁建設株式会社
代表者氏名 秋田 一郎

申請区分 B (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	8 年 6 月 30 日
取組開始日	8 年 7 月 1 日

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日において在籍する技術職員であって、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」がある者のみに限る。

許可番号、審査基準日、申請者名を記入。

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日とする。
 (例) 審査基準日が令和8年6月30日の場合、平成3年7月1日生まれの者は審査基準日時点で35歳。平成3年7月2日生まれの者は審査基準日時点で34歳。

項番 数 8 1 3 5 頁

業種コードを記入

許可番号	審査基準日
123456	R8. 6. 30

申請者 秋田県庁建設(株)

五十音順に記載。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		秋田 一郎	昭和 22 年 1 月 1 日	79	8 2 0 1	1 1 3 1	1	2 9	1 1 3 1	1	12345678	20
2		大館 次郎	昭和 23 年 11 月 15 日	77	8 2 0 1	1 1 3 1	1	1 3	1 1 3 1	1	24358586	
3		潟上 三郎	昭和 30 年 3 月 8 日	71	8 2 0 1	2 1 4 2	2	2 3	2 3 4 2	2		
4		鹿角 四郎	昭和 32 年 6 月 23 日	69	8 2 0 1	2 1 4 2	2	2 9	2 1 4 2	2		
5		大仙 五郎	昭和 34 年 1 月 10 日	67	8 2 0 1	0 0 2 2	2					
6		能代 六郎	昭和 35 年 4 月 22 日	66	8 2 0 1	0 0 1 2	1	1 3	0 0 1 2	2		
7		北秋 七子	昭和 37 年 12 月 11 日	63	8 2 0 1	1 3 3 1	1				32165478	
8	○	湯沢 八郎	平成 3 年 9 月 25 日	34	8 2 0 1	1 1 1 2	2	2 3	2 3 4 2	2		
9	○	由利 九郎	昭和 59 年 4 月 1 日	42	8 2 0 1	1 1 3 1	1	2 9	1 1 3 1	1	43215678	5

審査基準日時点において有効な監理技術者資格者証交付番号を記入すること。

「新規掲載者」
 審査対象事業年度内に、新規に技術職員となった(=技術職員名簿に記載可能となった)者につき、○を付すこと。

「新規若年技術職員」
 「新規掲載者」のうち以下のいずれか。
 ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象事業年度内に新たに資格を有するに至った若年者
 ・審査対象事業年度以前から資格を有しており、審査対象事業年度内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

「講習受講欄」
 申請する業種は、次の①から③までの要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
 ①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
 ②審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
 ③法第26条の5から7までの規定による講習(監理技術者講習)有効期間が審査基準日において有効であること
 有効期間: 前回講習受講日の翌年1月1日から5年間(5年後の12月31日まで)
 例: 講習受講日が令和3年3月31日の場合→令和3年3月31日から令和8年12月31日までの間

「有資格者区分コード」
 技術職員一人につき2業種のみ申請可能。
 (2業種の考え方)
 ・1資格から2業種選択が可 例...「113」1級土木施工管理技士 →「01」土木、「13」舗装
 ・2資格から1業種ずつ選択も可 例...「214」2級土木施工管理技士・「234」2級造園施工管理技士

技術者の資格は、原則として資格者証等の写しを提出すること。
 ただし、前年の経営事項審査で申請した技術職員の内容に変更がない場合は省略可能。

※前年の内容に変更のない場合でも、1級資格者が監理技術者講習「1(有り)」として申請する場合、監理技術者資格者証及び講習修了証の写し提示は省略できない。

26	
27	
28	
29	
30	

「CPD単位取得数」※53ページ参照
 ・技術者一人当たりのCPD単位の上限は30
 ・複数のCPD認定団体から認定されている技術者の場合、いずれか一つの団体から認定された単位のみを記入する
 ・技術職員名簿に記載のない者で対象者(1級又は2級の技士補)がいる場合は、別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」を作成する

4 技術職員名簿【20005帳票】

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する職員であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）のみを記載してください（審査基準日時点で「6か月+1日以上」の恒常的な雇用関係がある者ですので、「6か月ちょうど」では足りません。）。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとします。

「技術職員」とは、次の表に掲げる者をいい、法人の役員（常勤）又は個人の事業主も、資格を有している場合には技術職員に含まれます。

- | |
|---|
| <p>①建設業法第15条第2号イ該当者（法の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法の規定による監理技術者講習を受講したものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法第15条第2号イ該当者：建設業法で定める1級相当の資格を有している者 <p>②建設業法第15条第2号イ該当者（①に掲げる者以外の者）</p> <p>③建設業法第26条第3項ただし書該当者（①及び②に掲げる者以外の者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法第26条第3項ただし書該当者：監理技術者の職務を補佐する者であって、次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（下記⑤）のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者 国土交通大臣が1. に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 <p>④登録基幹技能者講習（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を終了した者（①、②及び③に掲げる者以外の者）</p> <p>⑤建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は建設業法第15条第2号ハ該当者（①、②、③及び④に掲げる者以外の者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法第7条第2号イ該当：高校又は大学の指定学科（建設業法施行規則第1条）を卒業後一定の実務経験（高校は5年以上、大学・高専（旧専門学校を含む）は3年以上）を有する者 建設業法第7条第2号ロ該当：10年以上の実務経験を有する者 建設業法第7条第2号ハ該当：建設業法で定める一定の資格を有する者 建設業法第15条第2号ハ該当：国土交通大臣の特別認定を受けた者 |
|---|

- 2 「頁数」の欄は、頁番号を記入してください。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

- 3 「新規掲載者」の欄は、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった者（技術職員名簿に掲載可能となった者）につき、○印を記入してください。

- 4 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日であることに注意。）なお、技術職員名簿に記載した技術職員が若年技術職員に該当するかどうかの判断にあたっては、下記の表を参考にしてください。

審査基準日	若年技術職員に該当する者	若年技術職員に該当しない者
令和7年10月31日	平成2年11月2日以降に生まれた者	平成2年11月1日以前に生まれた者
令和7年11月30日	平成2年12月2日以降に生まれた者	平成2年12月1日以前に生まれた者
令和7年12月31日	平成2年1月2日以降に生まれた者	平成2年1月1日以前に生まれた者
令和8年1月31日	平成3年2月2日以降に生まれた者	平成3年2月1日以前に生まれた者
令和8年2月28日	平成3年3月2日以降に生まれた者	平成3年3月1日以前に生まれた者
令和8年3月31日	平成3年4月2日以降に生まれた者	平成3年4月1日以前に生まれた者

令和8年 4月30日	平成3年 5月2日以降に生まれた者	平成3年 5月1日以前に生まれた者
令和8年 5月31日	平成3年 6月2日以降に生まれた者	平成3年 6月1日以前に生まれた者
令和8年 6月30日	平成3年 7月2日以降に生まれた者	平成3年 7月1日以前に生まれた者
令和8年 7月31日	平成3年 8月2日以降に生まれた者	平成3年 8月1日以前に生まれた者
令和8年 8月31日	平成3年 9月2日以降に生まれた者	平成3年 9月1日以前に生まれた者
令和8年 9月30日	平成3年10月2日以降に生まれた者	平成3年10月1日以前に生まれた者

- 5 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 6 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表5の分類に従い、該当するコードを記入してください。一人の技術職員につき申請できる建設業の種類は2つまでですので、任意の2業種を選択することになります。

【例】

- ・1資格から2業種選択する場合
「113」1級土木施工管理技士→「01」（土木）・「13」（舗装）
- ・2資格から1業種ずつ選択する場合
「214」2級土木施工管理技士→「01」（土木）
「234」2級造園施工管理技士→「23」（造園）

面談の際、登録講習の修了若しくは所定の期間以上の実務経験又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを確認しますので、当該事実を証明する書類の写しを提示してください。

- 7 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の5から7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

- 8 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。

- 9 「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前1年間にCPD認定団体において認定された単位数を、団体ごとに次表に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載してください（技術者一人当たり最大30単位まで。小数点以下切り捨て）。

(例1) 審査基準日以前1年間において、「一般財団法人建設業振興基金」により10単位認定された技術者の場合

$$10 (\text{単位}) \div 12 (\text{次表の数値}) \times 30 = 24.9 \rightarrow \text{「24」と記載}$$

(例2) 審査基準日以前1年間において、「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」により10単位認定された技術者の場合

$$10 (\text{単位}) \div 20 (\text{次表の数値}) \times 30 = 15.0 \rightarrow \text{「15」と記載}$$

(令和3年国交省告示第246号別表第18)

CPD認定団体	数値	CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

- 10 社会保険適用事業所の場合、社会保険加入者でなければ原則として職員とは認めません。また、社会保険適用事業所でない場合、雇用保険の被保険者でなければ原則として職員とは認めません。
ただし、雇用保険の被保険者であっても、雇用の日から審査基準日まで1年に満たない「短期雇用特例被保険者」については、常時雇用されている者ではないものとして扱うので、注意してください（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を除く。）。
- 11 技術職員名簿に記載した技術職員の中に高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者が含まれる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別紙様式2）を作成して提出してください。また、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を併せて提示してください。
- 12 技術職員氏名は、五十音順に名簿に記載してください。
- 13 技術職員のうち、新規掲載者や、資格を新たに取得した場合等、前年の経営事項審査で提出した技術職員名簿の内容に変更がある場合は、当該技術者の資格を証する書面を受付の際に提出してください。
- 14 施工管理技士等、国家資格者の資格取得日は、合格証明書及び免状等に記載された日とみなしますので、審査基準日（決算日）後の日付が記載された合格証明書等の資格については審査対象から除外されます。また、有効期間が定められている資格については、審査基準日が有効期間内に含まれていない場合は、審査対象から除外されます。ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定については、同検定の合格後合格証明書の受領までの間は試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。

5 添付書類 工事経歴書の作成について

以下の注意事項及び6.2ページの記載要領をご確認のうえ作成してください。

- 1 一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）は大規模又は施工内容が複雑な建設工事を、原則として元請の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となっています。そのため、原則として元請の工事のみ計上してください。

また、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請け負う場合は、軽微な建設工事である場合を除き、その専門工事業の許可を別途受けてください。

- 2 秋田県への建設工事入札参加資格審査（格付）申請を経営事項審査と同時に行う場合は、次のとおり作成し、提出してください。ただし、建設業法上の変更届出書に添付する工事経歴書は細分類しないで許可業種ごとに作成する必要があります。

工事の種類	作成方法
土木一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」及び「それ以外の土木一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
建築一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」及び「それ以外の建築一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
とび・土工・コンクリート工事	「とび工事」の完成工事高がある場合のみ、「とび工事」及び「土工・コンクリート工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
塗装工事	「路面標示工事」の完成工事高がある場合のみ、「一般塗装工事（建築系・鋼橋）」及び「路面標示工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成

- 3 一件の請負契約に係る建設工事の完成工事高を、二以上の工事の種類に分割計上することは認められていません。また、二件以上の請負契約に係る建設工事の完成工事高を合算して計上することも認められていません。
- 4 「工事名」欄には、請負契約書等に記載の工事名称をそのまま正確に記載してください（個人名が特定される場合を除く。）。
- 5 共同企業体で施工した場合、自らが共同企業体の構成員でありながら、当該共同企業体と下請負契約を締結することは適当ではありません。また、異業種建設工事共同企業体で施工した場合、「工事名」の欄には、請負契約書に記載の工事名称と併せて、担当した建設工事の種類を括弧書で記載してください。
- 6 完成工事高を計上する工事の種類については、別表8「建設工事の内容と例示」を参考にしてください。
- 7 次に例示する内容は、建設工事に該当しないため、その他工事への計上も含め、完成工事高に算入することは認められていません。なお、請負契約書等に記載の工事名称が「○○○工事」という名称であっても、業務内容が建設工事に該当しないものは同様に計上できません。

建設工事に該当しないもの (誤りの多い例)

- ①樹木等の冬囲い、剪定
- ②測量、設計、地質調査
- ③建設資材等の製造・加工のみで、現場での取り付け・組立等含まないもの
- ④設備・施設の保守点検管理業務
- ⑤船舶・車両の修理
- ⑥いわゆる「人夫貸し」(※1)
- ⑦街路樹の枝払い
- ⑧河川敷、公園等の除草
- ⑨除雪業務、路面清掃、側溝清掃等の道路維持業務
- ⑩重機の賃貸、建設資材の賃貸、仮設材等の賃貸(※2)
- ⑪工作物設計業務、工事施工管理業務
- ⑫建売分譲住宅の販売
- ⑬家電製品販売に伴う付帯物の取り付け
- ⑭防雪柵の再設置・再撤去業務
- ⑮自社社屋等の建設を自ら施工する工事
- ⑯選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務

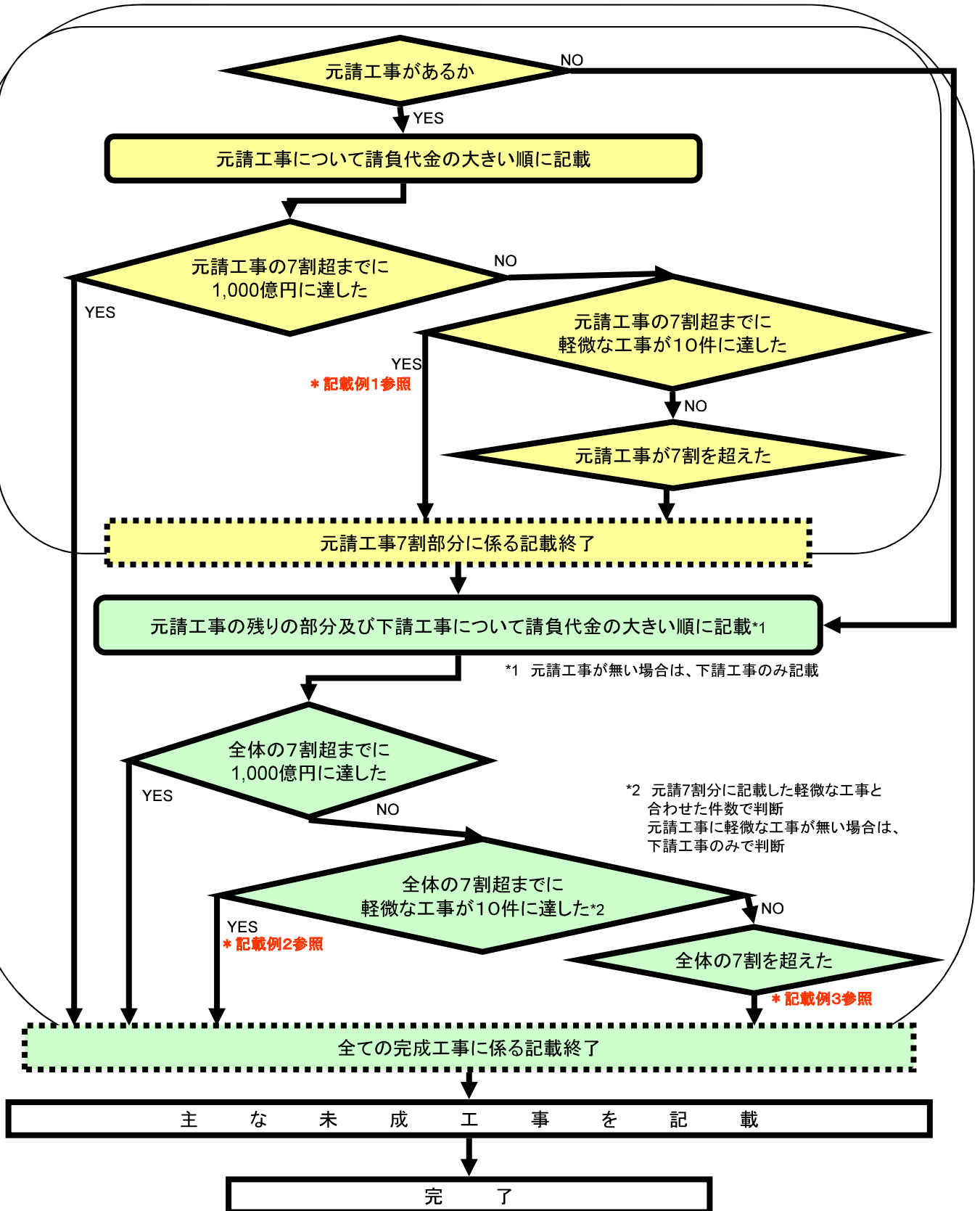
※建設業務への労働者派遣業務を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第4条第1項第2号に該当するため、禁止されています。詳細は秋田労働局にお問い合わせください。

※建設工事の完成を目的としたオペレータ付き機械提供は、基本的に建設工事と考えられます。

「軽微な工事」とは
 ・ 建築一式工事の場合… 1 件の請負代金の額が税込で1,500万円未満の工事又は延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事
 ・ 建築一式工事以外の場合… 1 件の請負代金の額が税込で500万円未満の工事

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工事 経 歴 書

※記載例1 工事経歴書記載例

（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類） 舗装 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所にV印を記載）		うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕	着工年月日	完成又は 完成予定年月	
						主任技術者					監理技術者
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	レ	23,200 千円	0千円	令和7年 4月	令和8年 3月	
1 〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎	レ	4,500 千円				
2 〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎	レ	3,200 千円				
3 〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎	レ	2,500 千円				
4 〇〇町	元請		〇〇ランドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎	レ	2,000 千円				
5 〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎	レ	1,900 千円				
6 〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎	レ	1,800 千円				
7 個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎	レ	1,700 千円				
8 個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	大館 次郎	レ	1,600 千円				
9 〇〇町	元請		町道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子	レ	1,500 千円				
10 〇〇市	元請		市道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市			1,100 千円				
□□建設(株)	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事				10,000 千円				
(株)△△建設	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事				7,000 千円				

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
= 70,400千円 × 0.7
= 49,280千円 ≥ 45,000千円

元請工事の7割超までに軽微な工事が10件記載されたため、元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の7割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の7割
= 87,250千円 × 0.7
= 61,075千円 ≤ 62,000千円

記載額が全ての完成工事の合計額の7割を超えたため記載終了

【参考】
※この時点で全ての完成工事の合計額の7割を超えていない場合でも、次に記載する工事が軽微な工事に該当する場合、既に軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

…軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。) 20002帳票に記載した金額と一致する

小 計	13件	62,000 千円	0千円	うち 元請工事 45,000 千円	0千円
合 計	20件	87,250 千円	0千円	うち 元請工事 70,400 千円	0千円

工 事 経 歴 書

※記載例2 工事経歴書記載例

（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類） 舗装 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は 完成予定年月	
						主任技術者					監理技術者
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	レ	32,400千円	0千円	令和7年 4月	令和8年 3月	
1 〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎	レ	4,500千円				
2 〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎	レ	3,200千円				
3 〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎	レ	2,500千円				
4 〇〇町	元請		〇〇グランドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎	レ	2,000千円				
5 〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎	レ	1,900千円				
6 個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎	レ	1,800千円				
7 個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎	レ	1,700千円				
〇〇建設㈱	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子	レ	5,000千円				
8 ㈱△△建設	下請		町道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	能代 六郎	レ	2,300千円				
9 ××建設㈱	下請		市道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	大仙 五郎	レ	1,500千円				
10 〇〇建設㈱	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大仙 五郎	レ	1,200千円				
							千円				
<p>ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載</p>											
<p>最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載（未成工事の金額は除く。） 20002帳票に記載した金額と一致する</p>											
小 計		12件	60,000千円	0千円	うち 元請工事		50,000千円	0千円			
合 計		50件	87,250千円	0千円	うち 元請工事		70,400千円	0千円			

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
= 70,400千円 × 0.7
= 49,280千円 ≤ 50,000千円

元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の7割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の7割
= 87,250千円 × 0.7
= 61,075千円 ≥ 60,000千円

全ての完成工事の合計額の7割超までに軽微な工事が10件記載されたため、全ての完成工事に係る記載終了

…軽微な工事

工 事 経 歴 書

※記載例3 工事経歴書記載例

（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

（建設工事の種類） 舗装 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記載）		うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕	着工年月日	完成又は 完成予定年月	
						主任技術者					監理技術者
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	レ	13,200 千円	0 千円	令和7年 4月	令和8年 3月	
〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎	レ	(9,600) 20,600 千円				
〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎	レ	6,700 千円				
〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎	レ	5,500 千円				
〇〇町	元請		〇〇ランドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎	レ	5,000 千円				
1 〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎	レ	4,100 千円				
2 〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎	レ	3,400 千円				
3 個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎	レ	1,500 千円				
4 個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	大館 次郎	レ	1,000 千円				
□□建設㈱	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子	レ	7,000 千円				
5 ㈱△△建設	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	能代 六郎	レ	3,300 千円				
6 ××建設㈱	下請		個人C邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	大仙 五郎	レ	1,700 千円				

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
= 70,400千円 × 0.7
= 49,280千円 ≤ 50,000千円

元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の7割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の7割
= 87,250千円 × 0.7
= 61,075千円 ≤ 62,000千円

記載額が全ての完成工事の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

…軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載（未成工事の金額は除く。）
20002帳票に記載した金額と一致する

小 計	12 件	62,000 千円	0 千円	うち 元請工事	50,000 千円	0 千円
合 計	20 件	87,250 千円	0 千円	うち 元請工事	70,400 千円	0 千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付してください。（課税事業者は税抜、免税事業者は税込で記入します。）
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載してください。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりです。
 - (1) 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。
 - (2) それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。
 - (3) さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載してください。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載してください。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分留意してください。（例えば、注文者「個人A」、工事名「A邸新築工事」等と記載してください。）
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、[法第26条第1項又は第2項](#)の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。
また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載してください。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

*完成工事高を進行基準により括弧書する場合の記載例

請負代金の額	
(65,000)	←進行基準による額
88,000 千円	←全体の契約額
- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。（20002帳票に記載した金額と一致します。）

6 添付書類 直前3年の各事業年度における工事施工金額の作成について

以下の注意事項及び次ページの記載要領をご確認のうえ作成してください。

- 1 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」については経営事項審査を申請する場合は申請業種に関わらず決算変更届出と同一のものを提出してください。
- 2 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、次の記載事項を参考に「直前3年の各事業年度における工事施工金額(経営事項審査用)」を「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に追加添付してください。
 - (1) 土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業又は鋼構造物工事業を申請する場合
 - ① 土木一式工事業を申請する場合は、土木一式工事の完成工事高のうちプレストレストコンクリート構造物工事の完成工事高を記載してください。
 - ② とび・土工・コンクリート工事業を申請する場合は、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高のうち法面処理工事の完成工事高を記載してください。
 - ③ 鋼構造物工事業を申請する場合は、鋼構造物工事の完成工事高のうち鋼橋上部工事の完成工事高を記載してください。
 - (2) 土木一式工事にとび・土工・コンクリート工事の完成工事高を積み上げる場合は、「土工コンクリート工事等」欄に土木一式に積み上げる工事について記載してください。

※土木一式工事に積み上げられるとび・土工・コンクリート工事については30ページをご確認ください。

- ・決算変更届出に提出したものと同一のものを提出すること。
- ・経営事項審査を申請する場合、必ず提出すること。
- ・経営事項審査の申請業種にかかわらず、全ての工事について記載すること。

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜/単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび土工・コンクリート工事	石工事	管工事		
第24期 令和7年7月1日から 令和8年6月30日まで	元請	公共	500	0	0	80,000	200	80,700
		民間	6,000	3,000	0	5,000	5,000	19,000
	下請		80,000	0	0	600	400	81,000
	計		86,500	3,000	0	85,600	5,600	180,700
第23期 令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで	元請	公共	900	200	0	90,000	0	91,100
		民間	57,900	5,000	0	8,500	0	71,400
	下請		400	0	0	50,000	0	50,400
	計		59,200	5,200	0	148,500	0	212,900
第22期 令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで	元請	公共	70,000	430	0	65,000	0	135,430
		民間	50,000	450	0	89,000	3,000	142,450
	下請		34,999	700	0	9,000	0	44,699
	計		154,999	1,580	0	163,000	3,000	322,579
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

63ページの(1)又は(2)に該当する場合のみ提出してください。

(別紙様式8)

(用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額
(経営事項審査用)

(税込・税抜[○]単位：千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額			
		プレストレストコンクリート構造物工事	法面処理工事	鋼橋上部工事	土工・コンクリート工事等
第24期 令和7年7月1日から 令和8年6月30日まで	元請	0	17,455		
	下請	0	3,298		
	計	0	20,753		
第23期 令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで	元請	0	15,500		
	下請	0	3,000		
	計	0	18,500		
第22期 令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで	元請	0	14,875		
	下請	0	2,815		
	計	0	17,690		
第 期 令和 年 月 日 令和 年 月 日	元請				
「土木一式」工事を申請する場合のみ記載 (※実績無い場合は0と記載)					
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
「とび・土工・コンクリート」工事を申請する場合のみ記載					
	計				
「鋼構造物」工事を申請する場合のみ記載 (※申請しない場合は空欄)					
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請				
	下請				
	計				
「土木一式」工事に「土工・コンクリート工事等」を積み上げて申請する場合のみ記載 (※申請しない場合は空欄)					

記載要領

- 以下の(1)又は(2)に該当する場合、この表の該当する箇所に申請をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
 - 土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業又は鋼構造物工事業を申請する場合
 - 土木一式工事業を申請する場合は、そのうちプレストレストコンクリート構造物工事の完成工事高を記載すること。
 - とび・土工・コンクリート工事業を申請する場合は、そのうち法面処理工事の完成工事高を記載すること。
 - 鋼構造物工事業を申請する場合は、そのうち鋼橋上部工事の完成工事高を記載すること。
 - 土木一式工事にとび・土工・コンクリート工事の完成工事高を積み上げる場合
「土工・コンクリート工事等」欄に土木一式に積み上げる工事について記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額
1工種	11,000円	9工種	31,000円	17工種	51,000円	25工種	71,000円
2工種	13,500	10工種	33,500	18工種	53,500	26工種	73,500
3工種	16,000	11工種	36,000	19工種	56,000	27工種	76,000
4工種	18,500	12工種	38,500	20工種	58,500	28工種	78,500
5工種	21,000	13工種	41,000	21工種	61,000	29工種	81,000
6工種	23,500	14工種	43,500	22工種	63,500		
7工種	26,000	15工種	46,000	23工種	66,000		
8工種	28,500	16工種	48,500	24工種	68,500		

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額
1工種	10,400円	9工種	28,800円	17工種	47,200円	25工種	65,600円
2工種	12,700	10工種	31,100	18工種	49,500	26工種	67,900
3工種	15,000	11工種	33,400	19工種	51,800	27工種	70,200
4工種	17,300	12工種	35,700	20工種	54,100	28工種	72,500
5工種	19,600	13工種	38,000	21工種	56,400	29工種	74,800
6工種	21,900	14工種	40,300	22工種	58,700		
7工種	24,200	15工種	42,600	23工種	61,000		
8工種	26,500	16工種	44,900	24工種	63,300		

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額	審査を受ける 工種数	金額
1工種	600円	9工種	2,200円	17工種	3,800円	25工種	5,400円
2工種	800	10工種	2,400	18工種	4,000	26工種	5,600
3工種	1,000	11工種	2,600	19工種	4,200	27工種	5,800
4工種	1,200	12工種	2,800	20工種	4,400	28工種	6,000
5工種	1,400	13工種	3,000	21工種	4,600	29工種	6,200
6工種	1,600	14工種	3,200	22工種	4,800		
7工種	1,800	15工種	3,400	23工種	5,000		
8工種	2,000	16工種	3,600	24工種	5,200		

別表1 経営規模(X₁)の評点

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高	(X ₁)
1,000 億円以上	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	114 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739
600 億円以上 800 億円未満	101 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791
500 億円以上 600 億円未満	88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566
400 億円以上 500 億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
300 億円以上 400 億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
250 億円以上 300 億円未満	75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378
200 億円以上 250 億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
150 億円以上 200 億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
120 億円以上 150 億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281
100 億円以上 120 億円未満	62 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165
80 億円以上 100 億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155
60 億円以上 80 億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211
50 億円以上 60 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
40 億円以上 50 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
30 億円以上 40 億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059
25 億円以上 30 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 903
20 億円以上 25 億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 963
15 億円以上 20 億円未満	36 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 975
12 億円以上 15 億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 893
10 億円以上 12 億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 811
8 億円以上 10 億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816
6 億円以上 8 億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868
5 億円以上 6 億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793
4 億円以上 5 億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748
3 億円以上 4 億円未満	42 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716
2億5,000 万円以上 3 億円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698
2 億円以上 2億5,000 万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678
1億5,000 万円以上 2 億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	26 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626
1 億円以上 1億2,000 万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616
8,000 万円以上 1 億円未満	22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601
6,000 万円以上 8,000 万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577
5,000 万円以上 6,000 万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565
4,000 万円以上 5,000 万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550
3,000 万円以上 4,000 万円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530
2,500 万円以上 3,000 万円未満	13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524
2,000 万円以上 2,500 万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509
1,500 万円以上 2,000 万円未満	20 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493
1,200 万円以上 1,500 万円未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483
1,000 万円以上 1,200 万円未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473
1,000 万円未満	131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397

注1 年間平均完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表2 自己資本額・利益額(X₂)の評点

$$(X_2) = [(X_{21}) + (X_{22})] \div 2 \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

2-1 自己資本額

自己資本額又は平均自己資本額	(X ₂₁)
3,000 億円以上	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736
2,000 億円以上 2,500 億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686
1,500 億円以上 2,000 億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614
1,200 億円以上 1,500 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557
1,000 億円以上 1,200 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503
800 億円以上 1,000 億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463
600 億円以上 800 億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407
500 億円以上 600 億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356
400 億円以上 500 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321
300 億円以上 400 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269
250 億円以上 300 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233
200 億円以上 250 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193
150 億円以上 200 億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153
120 億円以上 150 億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114
100 億円以上 120 億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084
80 億円以上 100 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054
60 億円以上 80 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022
50 億円以上 60 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989
40 億円以上 50 億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964
30 億円以上 40 億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936
25 億円以上 30 億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909
20 億円以上 25 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 889
15 億円以上 20 億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 861
12 億円以上 15 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 + 834
10 億円以上 12 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 816
8 億円以上 10 億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 801
6 億円以上 8 億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 777
5 億円以上 6 億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 759
4 億円以上 5 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 744
3 億円以上 4 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 720
2億5,000 万円以上 3 億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 711
2 億円以上 2億5,000 万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 691
1億5,000 万円以上 2 億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 675
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 + 664
1 億円以上 1億2,000 万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 650
8,000 万円以上 1 億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 635
6,000 万円以上 8,000 万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 623
5,000 万円以上 6,000 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 614
4,000 万円以上 5,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 599
3,000 万円以上 4,000 万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 591
2,500 万円以上 3,000 万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 579
2,000 万円以上 2,500 万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 569
1,500 万円以上 2,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 561
1,200 万円以上 1,500 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 + 548
1,000 万円以上 1,200 万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 + 544
1,000 万円未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 361

注1 自己資本額又は平均自己資本額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2-2 平均利益額(X₂₂)

平均利益額		(X ₂₂)	
300 億円以上		2,447	
250 億円以上	300 億円未満	134 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,643
200 億円以上	250 億円未満	151 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,558
150 億円以上	200 億円未満	175 × (平均利益額) ÷	5,000,000 + 1,462
120 億円以上	150 億円未満	123 × (平均利益額) ÷	3,000,000 + 1,372
100 億円以上	120 億円未満	93 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,306
80 億円以上	100 億円未満	104 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,251
60 億円以上	80 億円未満	122 × (平均利益額) ÷	2,000,000 + 1,179
50 億円以上	60 億円未満	70 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,125
40 億円以上	50 億円未満	79 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,080
30 億円以上	40 億円未満	92 × (平均利益額) ÷	1,000,000 + 1,028
25 億円以上	30 億円未満	54 × (平均利益額) ÷	500,000 + 980
20 億円以上	25 億円未満	60 × (平均利益額) ÷	500,000 + 950
15 億円以上	20 億円未満	70 × (平均利益額) ÷	500,000 + 910
12 億円以上	15 億円未満	48 × (平均利益額) ÷	300,000 + 880
10 億円以上	12 億円未満	37 × (平均利益額) ÷	200,000 + 850
8 億円以上	10 億円未満	42 × (平均利益額) ÷	200,000 + 825
6 億円以上	8 億円未満	48 × (平均利益額) ÷	200,000 + 801
5 億円以上	6 億円未満	28 × (平均利益額) ÷	100,000 + 777
4 億円以上	5 億円未満	32 × (平均利益額) ÷	100,000 + 757
3 億円以上	4 億円未満	37 × (平均利益額) ÷	100,000 + 737
2億5,000 万円以上	3 億円未満	21 × (平均利益額) ÷	50,000 + 722
2 億円以上	2億5,000 万円未満	24 × (平均利益額) ÷	50,000 + 707
1億5,000 万円以上	2 億円未満	27 × (平均利益額) ÷	50,000 + 695
1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	20 × (平均利益額) ÷	30,000 + 676
1 億円以上	1億2,000 万円未満	15 × (平均利益額) ÷	20,000 + 666
8,000 万円以上	1 億円未満	16 × (平均利益額) ÷	20,000 + 661
6,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × (平均利益額) ÷	20,000 + 649
5,000 万円以上	6,000 万円未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634
4,000 万円以上	5,000 万円未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 + 634
3,000 万円以上	4,000 万円未満	15 × (平均利益額) ÷	10,000 + 622
2,500 万円以上	3,000 万円未満	8 × (平均利益額) ÷	5,000 + 619
2,000 万円以上	2,500 万円未満	10 × (平均利益額) ÷	5,000 + 609
1,500 万円以上	2,000 万円未満	11 × (平均利益額) ÷	5,000 + 605
1,200 万円以上	1,500 万円未満	7 × (平均利益額) ÷	3,000 + 603
1,000 万円以上	1,200 万円未満	6 × (平均利益額) ÷	2,000 + 595
	1,000 万円未満	78 × (平均利益額) ÷	10,000 + 547

注1 平均利益額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表3 技術力(Z)の評点

$$(Z) = (Z_2) \times 4/5 + (Z_3) \times 1/5 \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

※建設業の種類ごとに算定

3-1 技術職員数値(Z₁)

(Z₁): 次の表の区分に応じた技術職員数に、当該区分に定める数を乗じて得た数値の合計数値

1級技術者		監理技術者補佐	登録基幹技能者講習修了者	2級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習を受講	1級技術者であつて左記以外の者				
6	5	4	3	2	1

(Z₂): (Z₁)の数値に応じた次の表に掲げる数値又は算式によって得た数値

(Z ₁)		(Z ₂)	(Z ₁)		(Z ₂)
以上	未満		以上	未満	
15,500	～	2,335	300	～ 390	$62 \times (Z_1) \div 90 + 1,183$
11,930	～ 15,500	$62 \times (Z_1) \div 3,570 + 2,065$	230	～ 300	$63 \times (Z_1) \div 70 + 1,119$
9,180	～ 11,930	$63 \times (Z_1) \div 2,750 + 1,998$	180	～ 230	$62 \times (Z_1) \div 50 + 1,040$
7,060	～ 9,180	$62 \times (Z_1) \div 2,120 + 1,939$	140	～ 180	$62 \times (Z_1) \div 40 + 984$
5,430	～ 7,060	$62 \times (Z_1) \div 1,630 + 1,876$	110	～ 140	$63 \times (Z_1) \div 30 + 907$
4,180	～ 5,430	$63 \times (Z_1) \div 1,250 + 1,808$	85	～ 110	$63 \times (Z_1) \div 25 + 860$
3,210	～ 4,180	$63 \times (Z_1) \div 970 + 1,747$	65	～ 85	$62 \times (Z_1) \div 20 + 810$
2,470	～ 3,210	$62 \times (Z_1) \div 740 + 1,686$	50	～ 65	$62 \times (Z_1) \div 15 + 742$
1,900	～ 2,470	$62 \times (Z_1) \div 570 + 1,624$	40	～ 50	$63 \times (Z_1) \div 10 + 633$
1,460	～ 1,900	$63 \times (Z_1) \div 440 + 1,558$	30	～ 40	$63 \times (Z_1) \div 10 + 633$
1,130	～ 1,460	$63 \times (Z_1) \div 330 + 1,488$	20	～ 30	$62 \times (Z_1) \div 10 + 636$
870	～ 1,130	$62 \times (Z_1) \div 260 + 1,434$	15	～ 20	$63 \times (Z_1) \div 5 + 508$
670	～ 870	$63 \times (Z_1) \div 200 + 1,367$	10	～ 15	$62 \times (Z_1) \div 5 + 511$
510	～ 670	$62 \times (Z_1) \div 160 + 1,318$	5	～ 10	$63 \times (Z_1) \div 5 + 509$
390	～ 510	$63 \times (Z_1) \div 120 + 1,247$	～	5	$62 \times (Z_1) \div 5 + 510$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3-2 年間平均元請完成工事高(Z₃)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 元請完成工事高	(Z ₃)
1,000 億円以上	2,865
800 億円以上 1,000 億円未満	119 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270
600 億円以上 800 億円未満	145 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166
500 億円以上 600 億円未満	87 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079
400 億円以上 500 億円未満	104 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994
300 億円以上 400 億円未満	126 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906
250 億円以上 300 億円未満	76 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828
200 億円以上 250 億円未満	90 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758
150 億円以上 200 億円未満	110 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678
120 億円以上 150 億円未満	81 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603
100 億円以上 120 億円未満	63 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549
80 億円以上 100 億円未満	75 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489
60 億円以上 80 億円未満	92 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421
50 億円以上 60 億円未満	55 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367
40 億円以上 50 億円未満	66 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312
30 億円以上 40 億円未満	79 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260
25 億円以上 30 億円未満	48 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209
20 億円以上 25 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164
15 億円以上 20 億円未満	70 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112
12 億円以上 15 億円未満	50 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072
10 億円以上 12 億円未満	41 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026
8 億円以上 10 億円未満	47 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996
6 億円以上 8 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956
5 億円以上 6 億円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911
4 億円以上 5 億円未満	40 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891
3 億円以上 4 億円未満	51 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847
2億5,000 万円以上 3 億円未満	30 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820
2 億円以上 2億5,000 万円未満	35 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795
1億5,000 万円以上 2 億円未満	45 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	32 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730
1 億円以上 1億2,000 万円未満	26 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702
8,000 万円以上 1 億円未満	29 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687
6,000 万円以上 8,000 万円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659
5,000 万円以上 6,000 万円未満	22 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635
4,000 万円以上 5,000 万円未満	27 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610
3,000 万円以上 4,000 万円未満	31 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594
2,500 万円以上 3,000 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573
2,000 万円以上 2,500 万円未満	23 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553
1,500 万円以上 2,000 万円未満	28 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533
1,200 万円以上 1,500 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522
1,000 万円以上 1,200 万円未満	16 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502
1,000 万円未満	341 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241

注1 年間平均元請完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表4 その他の審査項目(W)の評点

$$(W) = [(W_1) + (W_2) + (W_3) + (W_4) + (W_5) + (W_6) + (W_7) + (W_8)] \times 10 \times 175 / 200$$

4-1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W₁)

$$(W_1) = (W_{11}) \times 15 + (W_{12}) + (W_{13}) + (W_{14}) + (W_{15}) + (W_{16})$$

(W₁₁): 別紙三の項番41~43のうち加入又は導入をしているものの数

(W₁₂): 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

$$= (\text{若年技術職員の継続的な育成及び確保の点数}) + (\text{新規若年技術職員の育成及び確保の点数})$$

若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員の継続的な育成及び確保	
該当	1
非該当	0

新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術職員の育成及び確保	
該当	1
非該当	0

(W₁₃): 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況の点数(W₁₄)は、以下の算式に基づいて算出した数字を以下の表に基づき求める。

(算式)

$$\frac{Z1}{Z1+Z2} \times Z3 + \frac{Z2}{Z1+Z2} \times Z4$$

Z1の数值は、技術者数。

技術者数は監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級及び二級技士補の数の合計とする。

Z2の数值は、技能者数。

技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者とする。(但し、主任技術者や監理技術者として管理に係る業務のみに従事する者を除く)

Z3の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z4の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数(控除対象者数)を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとする。

また、技能者数から控除対象者数を除いた数値が0である場合、Z4の数值は0とする。

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況点数	点数
(1)	10	10
(2)	9以上 10未満	9
(3)	8以上 9未満	8
(4)	7以上 8未満	7
(5)	6以上 7未満	6
(6)	5以上 6未満	5
(7)	4以上 5未満	4
(8)	3以上 4未満	3
(9)	2以上 3未満	2
(10)	1以上 2未満	1
(11)	1未満	0

(W₁₄): ワーク・ライフ・バランスの取組状況

区分	ワーク・ライフ・バランスの取組状況	(W ₁₄)
1	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
2	区分1に非該当、かつ、えるぼし認定(3段階目)を取得	4
	区分1に非該当、かつ、ユースエール認定を取得	
3	区分1,2に非該当、かつ、えるぼし認定(2段階目)を取得	3
	区分1,2に非該当、かつ、くるみん認定を取得	
	区分1,2に非該当、かつ、トライくるみん認定を取得	
4	区分1,2,3に非該当、かつ、えるぼし認定(1段階目)を取得	2
5	取得無	0

(W₁₅): 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	(W ₁₅)
全ての建設工事で実施	10
全ての公共工事で実施	5
該当無	0

(W₁₆): 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無	
有	5
無	0

4-2 建設業の営業継続の状況(W₂)

(W₂) = (営業年数の点数) + (民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数)

営業年数

営業年数		営業年数		営業年数		営業年数		営業年数		営業年数	
5年以下	0	11年	12	17年	24	23年	36	29年	48	35年	60
6年	2	12年	14	18年	26	24年	38	30年	50	以上	
7年	4	13年	16	19年	28	25年	40	31年	52		
8年	6	14年	18	20年	30	26年	42	32年	54		
9年	8	15年	20	21年	32	27年	44	33年	56		
10年	10	16年	22	22年	34	28年	46	34年	58		

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
有	-60
無	0

4-3 防災活動への貢献の状況(W₃)

防災協定の有無	(W ₃)
有	20
無	0

4-4 法令遵守の状況(W₄)

法令遵守の状況	(W ₄)
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

4-5 建設業の経理に関する状況(W₅)

(W₅) = (監査受審状況の点数) + (公認会計士等数の点数)

監査の受審状況

監査の受審状況	
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

公認会計士等数

(公認会計士等数の点数) = [「公認会計士等の数」+ (「二級登録経理試験合格者の数」× 0.4)]
の数値を次の表に当てはめた数値

点 数 年間平均 完成工事高(億円)	0		2		4		6		8		10	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
600 ~	以上	未満 ~ 2.8	以上	未満 2.8 ~ 5.2	以上	未満 5.2 ~ 7.2	以上	未満 7.2 ~ 10.8	以上	未満 10.8 ~ 13.6	以上	未満 13.6 ~
150 ~ 600		~ 1.6	1.6 ~ 2.8		2.8 ~ 4.8		4.8 ~ 6.8		6.8 ~ 8.8		8.8 ~	
40 ~ 150		~ 0.8	0.8 ~ 1.2		1.2 ~ 2.4		2.4 ~ 3.2		3.2 ~ 4.4		4.4 ~	
10 ~ 40		~ 0.4	0.4 ~ 0.8		0.8 ~ 1.2		1.2 ~ 1.6		1.6 ~ 2.4		2.4 ~	
1 ~ 10		0	—		—		0.4 ~ 0.8		0.8 ~ 1.2		1.2 ~	
~ 1		0	—		—		—		—		0.4 ~	

4-6 研究開発の状況(W₆)

平均研究開発費の額		(W ₆)
100 億円以上		25
75 億円以上	100 億円未満	24
50 億円以上	75 億円未満	23
30 億円以上	50 億円未満	22
20 億円以上	30 億円未満	21
19 億円以上	20 億円未満	20
18 億円以上	19 億円未満	19
17 億円以上	18 億円未満	18
16 億円以上	17 億円未満	17
15 億円以上	16 億円未満	16
14 億円以上	15 億円未満	15
13 億円以上	14 億円未満	14
12 億円以上	13 億円未満	13
11 億円以上	12 億円未満	12
10 億円以上	11 億円未満	11
9 億円以上	10 億円未満	10
8 億円以上	9 億円未満	9
7 億円以上	8 億円未満	8
6 億円以上	7 億円未満	7
5 億円以上	6 億円未満	6
4 億円以上	5 億円未満	5
3 億円以上	4 億円未満	4
2 億円以上	3 億円未満	3
1 億円以上	2 億円未満	2
5,000 万円以上	1 億円未満	1
	5,000 万円未満	0

4-7 建設機械の保有状況(W₇)

建設機械の所有及びリース台数	(W ₇)
14台以上	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

4-8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W₈)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	(W ₈)
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
国際標準化機構第9001号の登録及び第14001号の登録	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
国際標準化機構第9001号の登録	5
国際標準化機構第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
該当無	0

別表6 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業の一覧表

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	冷凍空調技能者能力評価基準	管
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
造園技能者能力評価基準	造園	基礎工技能者能力評価基準	とび・土工
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	タイル・れんが・ブロック張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
防水施工技能者能力評価基準	防水	標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	建築大工技能者能力評価基準	大工、建築
左官技能者能力評価基準	左官	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木	土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	建築測量技能者能力評価基準	大工
型枠技能者能力評価基準	大工	圧入技能者能力評価基準	とび・土工
配管技能者能力評価基準	管	さく井技能者能力評価基準	さく井
とび技能者能力評価基準	とび・土工	解体技能者能力評価基準	解体
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上	土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具	潜函技能者能力評価基準	とび・土工
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック	住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金	石材施工技能者能力評価基準	石
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水	斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
ダクト技能者能力評価基準	管	道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁	都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工		

別表7 市町村コード表

市 町 村	コード
鹿 角 市	05209
小 坂 町	05303

大 館 市	05204
北 秋 田 市	05213
上 小 阿 仁 村	05327

能 代 市	05202
藤 里 町	05346
三 種 町	05348
八 峰 町	05349

市 町 村	コード
秋 田 市	05201
男 鹿 市	05206
湯 上 市	05211
五 城 目 町	05361
八 郎 湯 町	05363
井 川 町	05366
大 湯 村	05368

由 利 本 荘 市	05210
に か ほ 市	05214

市 町 村	コード
大 仙 市	05212
仙 北 市	05215
美 郷 町	05434

横 手 市	05203
-------	-------

湯 沢 市	05207
羽 後 町	05463
東 成 瀬 村	05464

別表8 建設工事の内容と例示

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
ブレタロ ンイッ ガルク ・・	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼 構 造 物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
し ゆ ん せ つ	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゆんせつ工事
板 金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ ラ ス	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内 装 仕 上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機 械 器 具 設 置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱 絶 縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事